

1. 平成26年第6回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成26年12月8日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山 川 直 保 | 2番 | 田 中 康 久 |
| 3番 | 森 喜 人 | 4番 | 田 代 はつ江 |
| 5番 | 兼 山 悌 孝 | 6番 | 野 田 龍 雄 |
| 7番 | 鷺 見 馨 | 8番 | 山 田 忠 平 |
| 9番 | 村 瀬 弥治郎 | 11番 | 清 水 正 照 |
| 12番 | 上 田 謙 市 | 13番 | 武 藤 忠 樹 |
| 14番 | 尾 村 忠 雄 | 15番 | 渡 辺 友 三 |
| 16番 | 清 水 敏 夫 | 17番 | 美 谷 添 生 |
| 18番 | 田 中 和 幸 | | |

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 古 川 文 雄

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 市 長 | 日 置 敏 明 | 副 市 長 | 鈴 木 俊 幸 |
| 教 育 長 | 青 木 修 | 市長公室長 | 田 中 義 久 |
| 総 務 部 長 | 服 部 正 光 | 総務部付部長 | 武 藤 隆 晴 |
| 健康福祉部長 | 羽田野 博 徳 | 農林水産部長 | 三 島 哲 也 |
| 商工観光部長 | 山 下 正 則 | 商工観光部付部長 | 水 野 正 文 |
| 建 設 部 長 | 武 藤 五 郎 | 環境水道部長 | 平 澤 克 典 |
| 教 育 次 長 | 細 川 竜 弥 | 会 計 管 理 者 | 古 川 甲 子 夫 |

消 防 長 川 島 和 美

国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

郡上市民病院
事 務 局 長

郡 上 市
代表監査委員

尾 藤 康 春

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長

長 岡 文 男

◎開議の宣告

- 議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の欠席議員は、10番 古川文雄君であります。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には18番 田中和幸君、1番 山川直保君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 清 水 正 照 君

- 議長（尾村忠雄君） それでは、11番 清水正照君の質問を許可いたします。11番 清水正照君。
- 11番（清水正照君） おはようございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。よろしくをお願いいたします。12月に入りまして、大変大雪になりました。今後、市民生活に大変影響が出てくる時期ということになりましたが、行政におかれましても、市民の皆さんが安全に安心して暮らせるよう御配慮いただきたいということを思いますので、よろしくをお願いいたします。初めに、長良川鉄道の市内での活用についてお伺いをいたしたいと思います。現在の長良川鉄道の時刻表では、北濃—美濃白鳥駅間から、太田駅の間で1日14往復、美濃駅から太田駅の間では1日22往復あります。美濃市と美濃太田間は、利用客数も多く、乗客の利便性が図られ、30分から1時間間隔での運行というふうになっております。

現在の時刻表の間を使って郡上八幡―北濃間の運行ができないかということでお伺いをいたしたいと思いますが、市民生活上、移動手段として、また、長良川鉄道もそうですが、郡上市においても誘客に大変力を入れておりますが、そういった面での観光客の利便性の向上などを長良川鉄道の郡上八幡駅、ここを起点として、郡上市内の観光ができるような企画により、郡上八幡駅―北濃駅間を運行することはできないか。時間的に余裕が、間がありますので、そういったことができないか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、北濃駅には、登録有形文化財として登録をされております機関車の転車台があります。以前からこの活用についても検討されておられることと思いますけれども、長良川鉄道の乗客をふやすためにも、機関車の転車台を有効に活用することはできないか。こういった意見も地元からもあります。活用について検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、世界農業遺産の国内の候補地ということで、長良川流域が上がっております。その流れに沿って走る長良川鉄道。その沿線には、郡上をアピールする多くのものがあるというふうに思います。こうした登録と申しますか、されるには限らない、まだこれからの決定になりますので、わかりませんが、やはりこういった好機を捉えて、今まで点であった観光を線、面としてつないでいくということが、そういった活用が期待されるのではないかとこのように思います。

郡上八幡―北濃間の運行と転車台の活用についてお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がありましたように、長良川鉄道、美濃市から以南のほうについては、本数が多いわけでございますけれども、美濃市からこちらの郡上市のほうへ向けては、本数が少なくなると言うことは御指摘のとおりであります。

今、北濃、美濃白鳥駅から美濃太田駅間という通しで運行してるのは11往復ということでございまして、例えば、八幡から白鳥のほうへ向かう運行ダイヤを見てみましても、大変その運行間隔が1時間半とか2時間ほどある間隔もあるということで、清水議員御指摘のように、何とかこの八幡と白鳥の間、あるいは八幡から北濃という区間をそういう観光鉄道的な運用ということでむしろ八幡を起点にしてそうした運用を図れないかと、こういう御指摘でございます。

結論的には貴重な御提言と受けとめて研究をしていきたいというふうに思いますけれども、この御承知のように、鉄道の運行ダイヤと乗客数というのは、鶏と卵のようなところがございまして、比較的利用客が少ないので、採算性の問題から本数が少なくなると。本数が少なくなると、さらに乗客が少なくなるという縮小スパイラルのような形に陥ると言うことになるわけなんですけれども、現在は郡上市内においては、やはり長良川鉄道の利用客の実態から現行の郡上市内と美濃太田間と

いう形で運行するという形になると11往復ぐらいがやはり精いっぱいというところでございます。

御提言のような形で、例えば、これを観光列車的な意味合いも含めて運行するとしますと、車両の工面とか、あるいはまた特に、現在、長良川鉄道においても運転手が21名で運行いたしておりますけれども、こうした運転手の勤務管理の問題等々ございまして、なかなか難しいという問題がございます。

それから、もう一つは、今のお話のように、現在の運行ダイヤよりももう少し細かく仮に運行するとしても、ただそれを漠然と運行しただけではなかなか観光客の乗車というものは、難しいのではないかというふうに感じております。何らかの企画的なこの期間にある1年のうちにある期間にそういう形で、この例えば、八幡―白鳥間、あるいは、八幡―北濃間というようなところを乗ってみたいと思わせるような何らかのいろんなそうした企画というものと組み合わせて運行をするということがないと、乗客、観光客の乗客増ということを期待をしながら本数をふやして待ってるっていうだけでは、ちょっとなかなか難しいのかなという感じがいたしますので、今後、十分研究はしてまいりたいというふうに思っております。現行ではなかなか難しいというのが現状でございます。

それから、もう一つ北濃駅にございます、いわゆる機関車の向きを変える転車台でありますけれども、これは非常に貴重なものでございまして、御指摘がございましたように、明治35年、1902年のアメリカ製というこの転車台でありまして、最初は東海道線の岐阜駅で使っていたように言われておりますけれども、長良川鉄道が現在の長良川鉄道、越美南線が昭和9年に北濃駅まで開通した際に、北濃駅に設置をされたものでございます。昭和9年でございます。そして、昭和44年まで35年間機関車の運行をしていた期間にこの転車台が実用されていたということでありまして、非常に貴重なものでありまして、現在は、国の登録有形文化財にも指定をされているものというものであります。

非常に現在では珍しいものでありますので、できるだけ長良川鉄道としてはこれを使った企画列車等を考えて、そして、乗客の増加をねらっておるところでございます。

例えば、ことしの夏でありますけれども、7月の5日、13日、24日、27日と4日間ですね。日本最古のアメリカ製転車台を回しにいくぞツアーと。そして、プラス長良川鉄道の車庫見学というような形で、これは車庫は関市にある車庫でございますが、そうしたものを組み合わせて、企画列車を運行して、全国の鉄道ファンにできるだけ来てほしいということで企画をいたしました。この4日間の企画で104人集まったというようところでございます。大人5,000円、子ども3,500円というようなことでやったわけですが、非常に多いというわけではありませんけれども、こうしたやはり企画というもの、せつかくの資源がありますので、そういう資源を今後とも活用をする企画を立てていきたいというふうに思っております。

それから、御指摘のように、この北濃駅の周辺には、白山長滝神社あるいは市の白山文化博物館、

そしてまた、阿弥陀ヶ滝とかいうようなものがございますし、それから、御指摘のように、これから、FAOのその世界農業遺産ということで、この長良川とアユというような形で指定をされれば、さらにそうした面でもこの長良川上中流域が注目を浴びます。

また、現在、県のほうでいろいろと計画を詰めておっていただきますアユパークにつきましても、この長滝の道の駅の近くにできるわけですので、そうした意味でこうした地域資源があるということをも十分踏まえて、今後の活用を図っていききたいというふうに思っております。

現在この長良川鉄道の沿線の市町の職員の皆さんに長良川鉄道の再生委員会というような形で調査、研究をしてもらいまして、そういうものの中に何らかの形でやっぱり現在の車両を改造するなりなんなりで、観光列車的なものをつくって、積極的にそういう企画列車の運行をやったらどうかというような提言をもらっておりまして、副市長、副町長レベルの検討会においてもそういったものを検討しておっていただきますので、そういうあわせて列車面における魅力の付加というようなことも含めて御提言のような趣旨を今後生かしていけるように検討していききたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。長良川鉄道を利用して北濃方面の中学生が通っているわけですが、これは、ことしもそうですが、特に感じたのは、8月の終わりの豪雨がありました。そういったことで警報が出たりということで、その場合、中学校の関係ですが、前日から大雨の関係とかで特別警報、また、暴風警報なんかが出てますと、次の日の午前9時半までに解除された場合には、それぞれ登校しようというようなことになっております。そういったときに、今の長良川鉄道の時刻表ですと、北濃方面の生徒さんが登校されるのが昼過ぎになってしまうと。北濃方面から出ますのですと12時21分発というのが一番近いとこなんです、やはりこういったことで、もう少し10時ぐらいの、9時半に解除されて10時ぐらいに北濃発がありますと、午前中には着いて、最終の4時間目の授業ですか。そういったことができるんじゃないかなということを思いながら、そういった形での運行ダイヤが確保できないかということを思います。

せっかくこの公共機関といいますか、長良川鉄道を使って、子どもたちがこうして登校してる。そこに配慮したダイヤが組めないかなということを思い質問に上げておりますが、あわせてこれ通告しておりませんが、ダイヤ見ますと、5時台、6時台が、美濃白鳥発なんですね。これは北濃発というような形でダイヤを組めないか。あわせてお伺いをいたしたいというふうに思います。大変、ダイヤを組むといいますか、先ほど言われた営業とかの問題がありますんで、大変難しいかもしれませんが、せめてこの2便について北濃発にならないかということをお伺いをしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、最初に、御指摘の白鳥中学校の件でございますけれども、現在、北濃方面の生徒33人が北濃駅7時14分発の列車で通学をしている状況でございます。お話のとおり、異常気象時につきましては、特別警報あるいは暴風警報、この場合につきましては、登校前に警報が発令されている場合は、解除されるまで自宅待機と。それで、9時30分ですね。午前9時30分までに解除の場合には、安全を確認して登校。9時30分以後に解除された場合は臨時休校と、こういうことでございます。

大雨、洪水、大雪の警報等につきましては、少し違いまして、登校前に警報が発表されている場合に、学校から指示がない場合は登校と。それから、もう一つは、学校から指示がある場合には自宅待機と、こういうことございまして、いずれにしても、今御指摘のように、長良川鉄道のダイヤが7時14分の後が8時57分と、それから、午後の12時21分というふうになってまいりますので、御心配があるというふうに思います。

そこで、教育委員会にも確認をいたしましたけれども、これにつきましては、9時30分までに警報が解除された場合で、午前8時57分の列車に間に合わない場合は、スクールバスでの対応というふうな方針を持って、教育委員会としては持ってみえるということでございます。

それから、もう一つの考え方としては、ちょうど10時5分に下りで美濃白鳥駅に到着をして、それから、折り返しが10時47分に美濃太田に向けて出発する列車がありますので、この間、約40数分あります。したがいまして、長良川鉄道にも御相談しましたけれども、この列車が臨時便として北濃まで行って、10時35分ごろまでに北濃駅を出発すれば生徒を運ぶことができると、こういうこともございます。当面、教育委員会の対応が既に準備されておりますので、そういうふうに考えておりますが、それに何らかの都合でそれができない場合には、長良川鉄道のこの便において対応をするということも考えていけるのではないかとこのように思います。

特段新しい便をふやすということにつきましては、今のところこういうふうな対応の中でやりくりをさせていただけるというふうに考えているということでございます。

それから、夕方の便で上りを北濃発にという話がございまして、これもこれまでのさまざまな活用計画とか、あるいは現場の実態調査に基づいてダイヤ編成がされているところでございます。しかしながら、先ほど市長からお話がありました再生委員会で観光列車をふやせば、当然、北部の方面が伸びるという可能性もございますので、そういう観光列車を今後増強をしていく中で、あわせてそういう課題につきましても、検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。夕方ではなく、朝の1番、2番という北濃発ということですので、10分程度の時間なんですけど、できれば、この白鳥発の朝の2便を北濃発にさせていただくと大変また利便性が上がるんでないかなということをおもいますので、よろしくお願ひしたいとおもいますが、先ほど市長もお話がありましたように、やっぱり営業なんですよね。やっぱ採算が合わんと、どうしてもそういった形になっていくのかなとおもいますが、やはり先ほどいろんな再生委員会とかで検討されてみえるようなんですけど、やはり郡上の地をPRすることもあわせて、この長川鉄道を有効に活用できるような方策を考えていただければということをおもいますので、よろしくお願ひをいたします。

2つ目に、同僚議員からも前回の定例会でも質問がありましたけど、AEDの関係についてお伺ひをしたいとおもいます。関連がありますので、あわせて、全てをあわせて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

市内でも多くのAEDが設置をされておりますし、広報郡上の12月号にもAEDの設置場所、また、24時間使用可能などということ、それぞれ広報に載せて各戸にこうして配付をされております。やはりこうしたものが多く設置をされておるわけですけども、やはりそういった緊急なときに、これが活用されて、命が救われるということになろうかとおもいますが、使用方法について、講習会でいろんな集まりの中で講習会等やられて普及されていることとおもいますが、救命講習を受け、修了証を取得している人は市内に何人ぐらいあるのか。

それと、救命講習の受講について、これは強制ではないとおもいますが、設置されている事業所、また、市役所も当然ですけど、学校などでの講習会の実施状況はどのようなふうであるか。

それとあわせて、これ心肺停止状態の現場に立ち会って、AEDを使用した場合に、救命講習を受けている人と受けていない人では、その現場での対応、救急隊が到着しての現場での対応は何か違いがあるのか、どういうふうなのかということをお聞きをしたいとおもいます。

それとあわせて修了証を取得している人には、2年から3年間隔ぐらいでの講習を受けて、その技能の維持といいますか、また、向上にも努めてほしいというようなことがあるわけですけども、そういった面での今後どのように対応されるのか。AED関連のことですので、4点まとめてお伺ひしますが、よろしくお願ひしたいとおもいます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。

まず最初に、救命講習の受講の修了証を取得している方は何名みえるかという御質問ですが、まず、この救命講習ですけども、種類が3つほどあります。1つ目は、普通救命講習修了者というもの。これは3時間と4時間の講習があるわけですけど、あわせてこれは平成25年中の修了者ですけども489人みえます。

それから、上級救命講習修了者というのがありますけれども、これは時間が8時間の救急講習です。これは95人、それから、応急手当普及員講習というのがあります。これは、24時間の講習になりますけれども12人の方が修了をされてみえます。

そのほか、修了証の交付はしませんけれども、3時間未満の救急講習を受講した、された方が4,642人みえます。この救命講習と、それから、短時間の講習を合計した救急講習としましては、223回の講習を行っております。延べ人数は5,238人が受講されてみえます。これ月に平均をしますと、毎月、月に19回、それから、440人の方が受講されたこととなります。

それから、次の御質問ですけれども、AED設置事業所の救命講習の実施状況はどうかという御質問ですが、平成25年中は、AEDの設置事業所というのは、全部で148事業所あるわけですが、このうち59カ所で実施をしました。実施率は39.9%ということになります。実施回数は94回で、受講人員は3,495人になります。そのほか、AEDを設置されてみえる事業所につきましては、このAEDを納入されるときに、業者が使用講習を行っております。

それから、次の御質問ですけれども、AEDを使用した場合、使用者の救命講習の受講の有無によって救急隊員の現場対応に違いはあるかという御質問ですけれど、結論から言いますと、救急活動上、実施上の違いはありません。

市民の救命講習受講の有無にかかわらず、救急隊が現場に到着して最初に行うことは、傷病者の観察で、次に観察に基づいた必要な処置を行っていきます。

救急隊が行う処置は、岐阜県の救急隊員プロトコール、このプロトコールというのは、あらかじめ定められた手順というものですけれども、これで細かく行動要領が定められておりまして、これに基づいて対応をしております。

また、現場到着前の市民の方の応急手当の状況等については、救急隊員が現場で聴取をしてきます。

参考までに、平成25年の全国の統計ですけれども、市民による応急手当が行われた場合、応急手当なしの場合と比べると、生存率が1.7倍向上しております。それから、社会復帰率が2.2倍になっております。心肺停止になってから処置が受けれるまでの時間の短縮が救命率向上に直結することから、一般市民による早期の応急手当の実施は非常に重要であるということが言えます。

それから、最後の質問になりますが、救命講習取得者には、二、三年前に定期的に講習の受講を促しているところですが、この二、三年ごとのその再受講であっても、時間の短縮はなしで通常の3時間の普通救命講習を受けてもらっております。受講者の技術の状況に応じて実技時間の配分を考慮し、救命技術が一層向上できるように努めております。

また、基本的な講習の進め方は、受講者全員に心肺蘇生人形を配置しまして、全員が実技を体験し、想定訓練を取り入れた実践的な講習としております。また、各事業所における救命講習時には、

その都度二、三年前の再受講の案内をしております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。これだけの多くのAEDが設置されております。やはりそれで助かるという人もあると思いますので、やはりこういった講習を通じて多くの方に認識していただいく必要があるんじゃないかなということを思いますし、今お聞きしますと、トータルで5,238の方が受講されてみえるということですので、安心をいたしますけれども、まだまだ先ほど言われた事業所なんかでは、やはりまだ少ないようですので、やはりそういった中で現場にみえる方々がしっかり講習を受けていただくといいかなということを思いますので、今後ともまたよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次に災害復旧工事における土地使用承諾書の取り扱いについてお伺いをいたしたいと思います。

土地使用承諾書には、この文面ですが、河川災害復旧工事における土地の形質の変更については、同意の上承諾します。また、工事に支障となる当該土地に生育する樹木、竹等の伐採についても承諾します。なお、工事施工後の所有者に変更のあった場合は、承諾した各事項についてこれを継承します。こうした文面で土地所有者から承諾書をとられております。

災害のあった関係自治会の会長さんが、土地所有者のところを一軒一軒回りまして、使用に関する内容も示されないといいますが、具体的な内容を示されない中、現場の状況を説明しながら、地元の人だけではないんですね。そこ土地を持ってみえますが、転居されたとか、市外の方もあるようですが、そういったところを一軒一軒回られて同意をとられております。

中には、これでは白紙委任ではないかというような意見もありますが、土地をそうして使用するには、やはりこうした承諾書も必要ではあるということは思います。

市民生活の安全を最優先にして、こうして取り組んでいただいている中で、1枚の文書だけでなく、関係者に集まっていただいて説明するなど行政の顔が見えるといいますが、市民に安心感を持っていただけるような方法があるのではないかということを思い、こういった質問をさせていただきましたが、災害復旧工事に関して、土地の使用、工事の説明、行政と自治会、また、土地所有者との関係など災害という特殊な、特殊といいますが、大変なことです。そういった工事に対しての今後の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 災害工事についての市の承諾でございますけれども、まず、災害工事につきましても、災害が発生した時点で災害復旧箇所として申請するかしないかといったことが早急

な判断が必要になってきます。今回、白鳥を中心に、多くの災害があったわけでございますけれども、この中で土木事務所、そして、郡上市施工で39カ所、11自治会で133人の方から土地承諾書をいただきました。承諾書につきましては、振興事務所を通じて関係自治会長さんに大変御無理を言ってお願ひしたわけですが、自治会長さんにも説明はさせていただいてはおるんですけれども、工事の内容等につきましては、まだ、災害の復旧工法等も全然まだ決まってないといった段階で、工法等の説明はできないんですけれども、土地承諾書の趣旨をどういったことでいただくんだということの説明の不足があった点もあったかと思ひます。

それで、特に、河川災害復旧につきましては、官民境界の確定が非常に不明確な点が多くございまして、申請後にそういったことで問題が起きて、申請を取り下げざるを得なかったといったようなこともございまして、そういったことはないようにこういった事前に土地承諾書をお願いしております。

これで今回のように、多くの災害がぱっと発生した場合につきましては、今、議員が言われましたように、関係自治会長さん、それから、地権者の方をやはり寄っていただいて、その辺の趣旨を説明して適切に災害復旧していきたいというふうに考えております。

それで、余り多く発生してなかった場合については、職員が従来は直接行って、その地権者の方をお願いをしておりますけれども、今回のように多く発生した場合に、災害の対象として上げるか上げないかというようなことで、早くその辺の結論を出さないかんとときには、やはり今議員言われましたように、関係の方にやはり集まっていただいて、そういったところでしっかりした説明をして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 大変な災害で、今部長のお答えになったように、本当に職員が少ないからということは、これは理由になりませんので、でもやはりその関係の人に優しい対応をしていただきたいなということを思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、地方創生関連の2法案が成立をしたということで、その取り組みについてお伺ひをしたいと思います。

地方創生を掲げた「まち・ひと・しごと創生法」が国会で成立し、地域再生法の改正により地方創生に向けた国の取り組みが本格化しております。本市においても、持続可能な地域づくりを目指し、その基本であります人口問題対策本部を立ち上げるなど、将来起こり得る課題に対して積極的に取り組んでいただいております。

今後、地方創生に向けた各自治体からのさまざまな提案があると思ひますが、本市としても行政運営上、必要なことであるとか、市民生活に影響のある課題などについて提案して、予算を獲得し

ていく必要があるのではないかとこのことを思います。

本市の戦略的などといいますか、国のほうでは、まだ、これから示されるようですが、現状の取り組みについて伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今お話がありましたように、ちょうど今回の衆議院の解散があった日でございますが、ぎりぎりございましたが、参議院のほうで可決をされて、いわゆる「まち・ひと・しごと創生法」という法律と、それから、平成17年に制定された法律であります。地域再生法というもののさらにいろんな改善が加えられた改正法というものが成立をしたわけです。

特に、前者のほうの「まち・ひと・しごと創生法」については、それぞれの全国の地域が抱えている人口減少あるいは産業振興、あるいは地域環境の整備と、こういうことを地方の創意と工夫によって進めるようにということで、こういう法律ができたというふうに承知をいたしております。国のほうで50年ぐらいの日本全体の人口のビジョンをつくり、そしてまた、当面5年間ぐらいの総合戦略というものをつくるということで、それにあわせて都道府県、市町村も、これは努力義務でありますけれども、そういうそれぞれの自治体の人口ビジョンあるいは総合戦略をつくれと、そして、つくったところそういう計画に、戦略にあわせて従って行う事業については、これはまだはつきりしませんが、何らかの財源的な手当もするというこのようであります。

私どもも今回、これまでもそういう努力をしてきたわけですが、しっかり郡上市の課題、特に、もちろん子育てというようなこともございますし、特に若い人が郡上に住み働いてくれるようにというようなところに焦点をよく合せ、また、もちろん全世代にわたって元気で健康な安心して暮らせるような地域社会をつくっていくというようなことを重点に置いて現在進めております市の総合計画の策定とか、あるいは、人口問題の対策本部の検討をあわせて進めていきたいというふうに思います。

当面できることは、平成27年度の予算編成に合せて少しでも政策の芽を出していきたいと思いますし、この郡上市におけるその「まち・ひと・しごと創生法」に基づく人口ビジョン、あるいは総合戦略については、できるだけ平成27年度の余り遅くならない時期にそういうものをつくり、そして、恐らく国のほうから出てくるそうした何らかの財源措置というようなものも積極的に確保していくように向かってまいりたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。やはりこの地域に住み続けられるということが大事だと思いますし、やはりこの地域を守っていくということが大事だと思いますので、今後のそ

ういった法に基づいた地方の活力といいですか、そういったことに大いに積極的に取り組んでいただきたいということを思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、17番 美谷添 生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添 生君。

○17番（美谷添 生君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、ただいまの議員にもありましたが、人口問題でございますが、ことし5月に日本創生会議が発表した人口予測は、市町村消滅論などとも言われ、日本中で話題となっております。

市長は、最近、この創生会議や国立社会保障人口問題研究所の資料をもとに、郡上の将来人口の推計についてお話をされることがよくあります。

その中で、30年後は2万6,000人から2万8,000人というような人口になるのではというようなことを言われておりますが、そんなことになったら大変だというふうに思います。

そして、人口推計というものは、そう違わないということも言っておられますので、この郡上が消滅市町村の仲間入りをするというようなことについて、どういうふうに考えておられるかということでございます。そして、この人口減少対策はどのようにすればよいか。これも大きな課題であると思います。

市では、子育て支援のために事業が幾つか実施されております。ちょうど質問を通告をしましてから、広報郡上の12月号が出たわけですが、その中に「安心して子育てができる郡上」というタイトルでいろいろな紹介がされております。児童家庭課で7件、健康課で9件、社会福祉課で2件、保険年金課で1件、市民病院で1件ということで、合計20の事業が紹介されております。そして、日本一住みたい町、子育てしやすい町を実現しますというふうにも発表されておまして、市長は「郡上っ子応援宣言をする」とこういうふうにかかれております。どんな応援なのか、応援を考えておられるのかお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘がありましたように、いわゆる増田レポートといわれるレポートの中で、これまで国立社会保障人口問題研究所が推計をしていたよりももっと厳しく地方の人口の減少ってというのは進むんではないかというような話の中で、いわゆる消滅可能性都市というような話が出てきたわけであり

ます。

しかし、私は、この議論については1つの警鐘を鳴らしているということであって、決して30年後に郡上の人口が2万8,000人なり、2万6,000人になるからこの郡上市が消滅をするということはないというふうに思っております。ただ、将来を考えるとだんだん人口が急速に減少していくという厳しい局面に立たされるということは、その指摘をされているとおりでであるというふうに思いますので、できるだけそうした人口推計で今、警鐘を鳴らされているような姿よりも人口の減少を少しでも緩和をして、そして、この地域をあとを守ってくれる若い人たちをつくっていかなければならないというふうに思っております。

広報郡上で今回、12月号に今回ああいう特集といいますか、記事を載せたのは実は平成26年度に入ってから郡上市の赤ちゃんの出生が非常に鈍化をしてきておりますので、今のうちからこういう施策で子育て、子どもを産んで育てるということを支援をしているんですよということを大いにPRをして郡上の若いお父さん、お母さん方にそういうことをPRをしていかないと来年度の出生数にももう響くというふうに思って、ああいう記事を載せさせていただいたわけでございます。

そういうことで、まず出生数を著しく減らさないということは大きな課題であるというふうに思っております、そのためにはいろんなこれまでやっております子どもを産み、育てるという若い人たちの営みといいますか、そういうものを、取り組みというものをもっと応援をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、今、これから新年度の予算編成に係わってきますけど、新しい子ども・子育て新支援制度に関連をして、例えば保育園や幼稚園の保育料等についても現行より少しでも改善できないかというようなこととか、あるいは母子の保険、不妊治療といったような問題についても、今の制度をさらに改善できないかというようなことを念頭に置いて検討をいたしております。

そして、やはりそういう次の世代を産み育てる人たちが郡上でできるだけ多く確保していかなければいけないというふうに思っておりますので、そういった点については移住、交流推進協議会の取り組み等を通じて、若い人たちが郡上へ移住をしてくれるようにとか、あるいは雇用の場の確保というようなことで若い人たちが帰ってきてくれる、あるいは来てくれるというような環境をつくってきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。推計はあくまで推計であるということを受けとめて、少なくとも消滅はしない、それは消滅はしないでしょう。この地域がなくなるということは物理的にはないわけですから、何もありませんが、活力ある地域として生き残っていくための施策として、やっぱり人が住むということは大変大切なことですので、ただいま市長が27

年度予算に向けて大変頼もしい発言でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

そして、今言われましたように、郡上の出生数はここ数年、300人程度ということで横ばい状態、ことはちょっと少ないかなという懸念はありますけれども、そんな中で、一人の女性が一生に産む平均数といいますか、合計特殊出生率はこれは全国平均を上回っておりますので、人口維持の要件を満たしているというふうに言われておりますけれども、子どもを産める女性の人数が少なくなっていくということは人口が維持、なかなかできないということにつながりますので、先ほど子どもを産める人たちの支援策をということでございましたが、今、現に郡上に生活、住んでみえる人だけでなく、子どもを持ってみえる子育て、子持ち世帯の移住というようなことについても何らかの手立てを打って推進をするのもいいかと考えますし、また山村留学といいますか、中学生、高校生、小学生もですけども、そんな子どもたちをこの環境のよい郡上で育てたい、育てたいというより暮らさせたいというような都会の人たちがたくさんいるのではないかと推測されますので、そんな方策はないものかということで、里親制度というようなことも検討されたいかがと思いますし、幸い郡上は特色ある地域といいますか、冬にはスキーができるような、今、雪が降っておりますけれども、またスキー場の皆さんの協力でもって子どもは大方の子どもが無料でできるというような環境にもありますので、これを大きなセールスポイントとして、そしてまた、郡上には2つの高校がございますので、この高校の存続という面からもスキー場を活用したそういうクラスを編成するとか、そんなことを提案して、この若者の人数を確保するというようなことも提案できるのではないかというふうに思いますが、この私が今申しました山村留学であるとか、子持ち世帯の移住というような点について施策がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいま御指摘がありましたように、できるだけ郡上に今いる若い男女の皆さんに次の世代を産み育てていただくということを支援をしていきたいと思いますが、御指摘のようにそういう若い子どもさんたちを持った世帯の人たちの移住ということは非常に大切なことだというふうに思っています。

先ほど申し上げました郡上市交流移住推進協議会において、いろいろな郡上市への移住についての相談を受けてもらっておりますけれども、平成25年度にこの移住推進協議会が受けた相談実績は131件ありまして、実際に移住が実現をしたのは16世帯でございます。そのうち、特に若い次の世代を生み育てることができることが可能と思われるような世帯主が20代から40代の世帯というのが、その16世帯のうちの11件ということで7割近いそういう若い世代が住んで来ております。そしてまた実際にも子どもがいる御家庭は3件、移住をしてきてくれたというようなことでございます。また、石徹白なんかにおきましては、特にまたこれからも学校が残る地域づくりというようなこと

で、この子どもさんを持った世帯の石徹白への移住受け入れということを努力をしておっていただきますけれども、実際にも石徹白では3所帯の子育て世代が石徹白へ移住してきてくれておりまして、実際に現在の石徹白小学校の児童の12人おりますけれども、そのうちの移住者の子どもは2人というようなことで、またこれから小学校へ上がってくるお子さんもいらっしゃるように聞いております。

こうした山村への移住ということについて、やはり私たち郡上市も支援をしていきたいというふうに思っております。どんな形で支援ができるかということですが、例えば、こうして移住をしてこられると、山村留学という場合にはいろんな何といいますか方法があつて、子どもさんだけをいわゆる里親というような形で受け入れるような方法、あるいはもちろん寮とか、そういうようなものを自治体側が整備をして受け入れるというような方法だとか、いろんな方法がありますが、やはり例えば里親というのなかなかこれは大切なお子さんをお預かりをするということからすると責任が重いというようなことで、なかなか受け手がなかったりというようなことですので、やはりその地域へ親子で、御家族で移住をしてきていただくというのが一番いいというふうに思っております。そういうことからしますと、当面そういう若い子どもさんを持った親御さんが移住してくるということは、一番、住むところをどうするのかということと仕事をどうするのかという、この2つがあると思います。特に、いろいろこれからの地域の仕事づくりということで地域でもいろいろ努力をしておっていただきますが、住むところなんかについては、例えば石徹白とか明宝の小川とかいろんなところは空き家はあるんですけども、すぐなかなか住めるところが、ある程度は手を加えなきゃいけないとかそういう問題もあると思いますので、そういうようなことについて例えば支援ができないかとかそんなことを考えていったらどうかというふうに思っております。

それから、御提言の高校の存続ということもあるわけで、確かに島根県の隠岐の島の島前高校という高校の例なんかで、非常に全国から高校生を何らかの特色ある学科というようなことで集めるというのは一つの方法だと思います。

御指摘のように郡上市の場合はスキーができたりとかいろんな自然環境もあるわけですから、そういうウィンタースポーツの体育系の学科をつくるというような思い切った施策もあるかもしれませんし、また、何らかの形でそのクラブ活動といいますか、そういうようなものの中にスキーとかそういったウィンタースポーツというようなものの特色を持たせて、全国からもそういうことが魅力で例えば郡上市内の高校へ来てくださるというような環境をつくるというようなことも非常に大切なことかというふうに思いますので、そうした点については、いろいろと研究検討をしてみたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。郡上市は全国的にも住みたい田舎の上位にランクされておるといことで、我々が思っているより注目をされているのかなということを思いますので、このようなこの件につきましてはまだ今回の議会中、同僚議員がたくさん質問を用意されているようですので、次に移りたいと思います。

それでは、再生エネルギーの関係でありますけれども、特に今回も小水力発電ということでございます。

郡上市では、数年前より積極的に取り組んでいただき白鳥地域の石徹白で2カ所、阿多岐、干田野ということでも4カ所計画実施がもう県のほうの援助もあり、実施されるような運びとなっており、新たに明宝地域でも新規採択に向けての準備、計画中であり、まことにありがたいことだといことで、市長を初め関係の皆さんに大変敬意を表するところでありますが、これはいずれの計画も農業用水を利用したものでございます。郡上市は地形、そして水をもっと活用できるのではないかとはいふに考えております。

先般、産業建設常任委員会で再生エネルギーを活用したまちづくりというのをテーマに高知県の梶原町というところを視察に行っていました。ここは四万十川の源流域でありまして愛媛県境の全山の山の中でございました。そして、坂本龍馬の脱藩した地でもあるといことで、非常に何といひますか歴史も感じますし、地域は非常に急峻なところで頑張ってみえるなど、地域の資源を本当に最大限活用された町の運営をされておるといことで、ここでは太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等の自然エネルギーを利用した施設が町内各所に設置されておりました。現在、町内で使う電気の約3割はこの自然エネルギーで賄っておると、平成24年の3月時点といふに言われておりましたけれども、将来は町内で使う電力、電気を全て賄うだけでなく、町外へも電気を供給できる町を目指しているといふに言われておりました。今回、一級河川であります梶原川の落差6.07メートルを利用した出力53キロワットの発電所を見てきたわけでございますが、ここは発生した電気を昼間は中学校の施設に供給し、夜間は町内の街路灯82基に供給して余剰電力は四国電力に売電し、不足の分は購入するといふような形で平成20年度に建設をされたといことで、建設費は2億円ほどかかったようであります。そういう形の中で一級河川の堰堤といふより落差を利用してといことでありますけれども、現実にそういう形で農業用水以外のところでも全国では数カ所といひますか、昨年も熊本県の清和村でしたか、あそこの村長さんが堰堤に穴をあけたとい話をされて大変興味を持ったわけでございますけれども、この梶原でも同じような形でございます。

郡上の市内には多くの河川に堰堤がございます。この堰堤を利用した発電は大いに期待が持てるといふに思いますが、市長はどう思われるか、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 議員が視察をして来られたとい高知県の梶原町、大変、全国的にもいろん

な取り組みで注目をされているところでもありますし、またちょうど港区の水と森サミットという形で毎年1回集まったりなんかしますが、私どもも行っておりますけども、その中の有力なメンバーでもあるわけでありまして、いろんなお取り組みをしておられるということで、郡上市としてもよく勉強したいというふうに思います。

ただいまお話がありましたように、小水力発電については、郡上は美谷添議員さんが前から御指摘されておりますように非常に豊かな水量と落差という包蔵資源エネルギーの埋蔵量、包蔵量といえますか、そういうものが非常に豊かなとこだということですので、これを十分いろんな経済性とかいろんなものも含めて検討しながら最大限活用していかなければいけないというふうに思っております。

現在、御指摘のように農業用水を活用した水力発電については、石徹白を初め、阿多岐、干田野、あるいは明宝の気良というようなことで順次いろいろと実現をしていきたいというふうに思っております。そういう中で、今御指摘のありましたいろんな河川における堰堤とか川の堰というようなものについて活用ができないかということでもありますので、私どもも可能性があって十分経済性が確保できるというようなところであれば、これは何らかの形で実現をするということを検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、現在、郡上市において小水力発電の調査研究会というものを続けて行っておりまして、小水力発電のとにかく可能地調査というものを今進めております。ただいま御指摘にありましたような河川の堰堤というようなものを使ってできるところはどれくらいあるのか、そういうことも含めて検討をしておりますので、その検討を待って現実可能なものがあるかどうかを見てまいりたいというふうに思っております。

郡上市の中にたくさんの堰堤というのがあるんですが、砂防堰堤といわれるものについては、これはもちろん砂防ということが主目的でありますので、そういうものの堰堤についてはいろんな強度の問題とかいろんなことがありますので、例えばその堰堤本体に何らかの穴をあけて工作を施すというようなことについては、その堰堤の設置者、多くは県管理の一級河川にあるもの等についてはなかなか難しいというふうに聞いておりますけれども、そのほかいろんな諸般の観点から検討して可能であればというふうにも思っております。

ただ問題は、やはり前々からこの小水力発電についても申し上げておりますように、その何といえますか、事業可能性というものを、それが非常に難しいのではないかとこのように思っております。今、農業用水の関係で小水力発電等をやっているものについては国、県、市というような形で100%公的資金を使っているもの、あるいは石徹白の民間農業発電農協というような形でのお取り組みについても県から55%、市から20%というような形で75%は公的資金を使ってつくっていただくというようなものでありますけれども、こういうものでなくて何とか民間の資金によって事業化が可能であるようなことが私は望ましいというふうに思っております。いろんな小水力発電を、公

的資金を使って次から次へとつくっていくということは郡上市の財政的な体力という問題からもなかなか難しいというふうに思っておりますので、でき得ればやはり民間の事業主体がそういうものをつくって、そして地域でやはり資金を循環させていくというような条件が、事業ができないかというようなことを思っております、ただいま、先ほど申し上げました研究会における調査をこれからもその可能地の調査とともに進めてまいりたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） よくわかりますが、この一級河川の堰堤等の利用ですけれども、この件については以前は国交省、国の管轄でありましたけど、現在は各都道府県に認可の権限がおりてきておるといようなことをこの前の視察の折の質問等の中でもお聞かせをいただきましたし、高知県ではなかなか前は1年ほどかかったけども、早いところでは3カ月くらいでおりるといような形で大変積極的にやっていただいておりますといようなお話も聞きました。そこで、岐阜県もかなり積極的に取り組んでみえるように思っておりますが嘘ですか、といような話もありまして、でも積極的にこのことについては取り組む必要もあるし、先ほど市長は公的の金を入れるのはいかがなものかといような話もありましたけども、これはほかの施設をつくるのと違まして、できればそれが売電できるという形で財産になるわけですので、利益を生んでくると、その利益が投資に見合うものか見合わないものかといようなものは別にいたしまして、普通のこういう施設をつくれば全然経費がかかるばっかで、それからお金がといような財源が生まれてくるということはないわけですので、それでもつくらなければならないものはつくっていかなくちゃならないということですので、これは資源として非常にこの市内の資源を活用するという意味では非常に重要なことだといふふうに思います。

そして、先ほどありましたけども、県が今、長滝で計画をしております、あゆパークですけれども、ああいうところの電源にするとかっていうので、私は前谷川の一番最下流にある堰堤なんかは非常に重要ではないかなといふふうに考えておりますので、検討をいただければといふふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、消火栓の整備状況と管理点検等についてでありますけれども、郡上市は水道事業、水道についてはおおむね普及をして簡水の統合とかまだまだ課題はありますけれども、全面的にはおおかた完備されたと思っておりますが、最近、火災のニュースをよく聞きます。火災の初期消火についてはやはり消火栓が一番有効であろうといふふうに考えますし、その器具の適正管理といふのが大変重要だといふふうに思います。

そこで、消火栓の設置は今も充足して十分であるといふふうにお考えであるかどうか。また、装備器具が適正に管理をされているかと。以前、ホースの筒先が盗難に遭ったといような事件もありまして、ほかのものもなくなったり、またあるいは傷んでおって、いざというときに使い物にな

らんというようなことがあってはいかんとというふうに思いますので、そんなことの管理、またそれがなくなったり、傷んだりしておるものの修理あるいは補充というようなことについての費用については市のほうで全面的に出していただけるのかという点についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいま消火栓の整備ということで御質問をいただきました。

まずは、消防水利の関係ですが、やはり消防水利、初期消火から火災の鎮圧のため非常に消防の機械とともに不可欠なものというふうに考えてございます。それで、平成25年度末現在でございますが、ここでの公設の消火栓は3,555基ということでございます。この状態の確認においては消防団の活動、または自主防災会の訓練時において状態の確認を行っていただいております。ここで、やはり消火栓の初期消火用のホース、筒先の機材については状態の確認をしながら随時、交換などを行っておるということでございます。

今、議員言われましたように盗難時においては、市費で必要の購入配置を行っておるという状況でございます。やはり、今後においても自主防災会で行っていただく消火活動に必要な機材については、状態を確認して市で対応をしていくつもりでございます。

また、自治会が設置しておる準公設消火栓については原則として自治会のほうでの管理点検を行っていただいておりますという状況でございます。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ただいまの後段のほうで自治会の設置しておるというようなことが答弁でありましたけども、自治会が設置をしたというのはどういうことで自治会がしたか、またそれは申請しても設置していただけないんだのか、それでやはりそれはそのときの事情があってそうなったということだろうと思えますけれども、現にあるものについては同じような対応をしていかなければ、この件についてはいかんと僕は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 公設消火栓については、規則の中で120メートルの範囲内での設置をしてございます。また、この自治会が設置したのについては、やはり自治会として必要だということで設置しておるところがでございます。そこで、この自治会の設置しておるところは、八幡が主なものでございます。それについても対応については自治会と協議しながら進めておるということでございます。それで費用の原則としては、管理点検においては設置者のほうでお願いしておるという状況です。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 管理については、それはそうかと思えますけども、器具の補修等の費用については、やはりほかのものと同じように取り扱いをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、いまひとつ、通告してあったことがあるわけですけども、時間がございません。これについては、マイナンバー制度のことをございます、これについても通告してからですが、広報郡上の裏表紙に載っておりました。そんな中で、国民一人一人に番号をふるわけですから、そのことで非常に行政としてはメリットがある、個人にもあるのかもしれませんが、そんな中で郡上市で結局どれぐらいあるんかとか、悪用される心配はないかということについてお伺いをしたかったわけですけども、このことについては来年度に施行されるということですので、おいおい周知徹底をさせていっていただきたいと、そして、このことによって市の事務量もかなり、宣伝どおりでありますと減るといふふうには推測しますので、適正な運営をされることを望み、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時52分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時07分)

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（尾村忠雄君） 18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、除雪についてですが、対策について。

昨年度の除雪は、近年になく降雪量が少なかったので問題はありませんでした、今年度は大雪になるとか、また、暖冬であるとか、いろいろと話題が飛び交っておりますが、除雪計画はできていると思えますので、市道について、各路線の除雪計画表を委託業者名も入れて、積雪は何センチ以上か。また、時間帯については、小中学生の通学道路は朝何時までとか、詳細な計画表を別紙にて提示してください。

これは、出されておりましたので、目を通しましたが、次に、国道の歩道について、小学校の通

学道路として指定されていますが、昨年までの実績では、朝、非常に遅いので、8時になっても除雪が終わっていないところがありました。

ちなみにことし、きのうは日曜日でしたけども、でも、学校に行く生徒があったようですけども、8時過ぎでした、除雪されたのは。結構雪が、白鳥のほうは積もっておりました。そういう中で、そのため生徒が、車道へ出て通学しているところが、見かけたことがありましたので、そのようなことのないように、国交省へ積雪のあったときは、必ず朝7時までに除雪が終わるように申し入れをしていただきたい。

次に、除雪車のオペレーターについても、季節労務者ではなく、地元の積雪になれた人を採用するよう確認していただきたい。

以上を質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 除雪に対しての御質問ですけれども、まず、市道についての除雪計画と委託業者、それから積雪基準等でございますけれども、毎年、市ではシーズン前に各地域の委託業者を対象に、除雪会議を行っております。その際には、除雪計画に基づき、統一事項で指示を行っております。

その中には、出動基準、作業時間も示してございますけれども、そういったことを今、今回、お手元のほうへ資料として提出させていただいております。

それから、業者の委託範囲、作業順序につきましては、それぞれ道路状況に応じまして、効率よく作業ができるように、それぞれの委託業者に責任を持って実施させていただいております。

それからまた、路線ごとの業者名でございますけれども、1路線に3業者、4業者といったようなこともございまして、なかなか路線で業者名を示すということは難しいところでございますので、今回、ほとんどが地域・地区割りで業者に依頼しておりますので、そういった形の資料を出ささせていただきました。

内容としましては、郡上市も県土木事務所も、出動の積雪基準は車道が10センチ、歩道が20センチを目安に出動しておりますし、作業時間につきましては、午前7時までに除雪を完了するよう申し合わせをしておるところでございます。

26年度につきましては、郡上市につきましては、96社の委託業者の方と、個人の方も含まれますけれども、96社の方をお願いをして除雪体制を整えていきたいというふうに考えております。

次に、国道の歩道の時間の、少し遅いということでの申し入れでございますけれども、国交省におきましても、基準としましては車道5センチの歩道10センチと、おおむねの基準で出動をされておりますけれども、やはりその時々々の降雪状況等々もございまして、また、路上にいろんな障害物

があつたりなかつたりとかというようなこともございますけれども、今回、災害対策基本法の改正が平成26年の11月21日に施行されております。内容としましては、そういった緊急車両等の妨げとなる車両の運転者に対して移動命令を出す、もしくは運転者が見えない場合については、道路管理者がその車両を移動することができるといったようなことも、今回の一部改正でなっております。

どちらにしましても、やはり沿線の地域住民の方の御協力をいただく中で、国交省のほうにも再度7時を目途に実施していただくよう申し入れをしたいと考えております。

それから、除雪オペレーターの経験者っていうか、日雇いの方でないという人をお願いしたいという御質問ですが、現在、国交省直轄国道におきましては、入札で除雪業者さんが決まっておりますけれども、元請業者1社さんと、それから協力会社ということで、7社の業者の方に作業をやっていただくというふうに聞いております。

7社の方につきましては、やはり白鳥の業者の方、それから大和の業者の方、八幡の業者の方といったような、その地区地区で、地区をよく知ってみえる業者の方が協力会社ということでやっていただくということを聞いてございますので、通常、土木で重機を運転されてる方がそういったことに携わられるというふうに思っておりますので、そういった中で、安全にやっていただくように国交省のほうへもお願いをしておりますし、国交省のほうからも、地区を知つとる業者さんを協力会社としてやつとるので、よろしく願いますということも聞いておりますので、よろしく願いたいと思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 雪はこれからですので、正月にかけてひとつよろしく願いたいと思います。

次に、長良川鉄道についての質問をさせていただきます。

白鳥病院前に駅が願いたいということなんですが、長良川鉄道は、毎年、大きな赤字を出しておりますが、廃止か存続かでいつも問題になってきた、現在に至って、高校生の通学路線としても重要な路線でもあり、廃止は到底考えられないことだと思います。

しからば、岐阜、名古屋、また新幹線にアクセスするには、時間が少しかかり過ぎて不便であるということから、長良川鉄道を利用しろと言われても、非常に困惑するところであります。

しかし、赤字は何とかしても軽減しなければならないと思いますが、そのためにローカル線としての利用度を高めるために、幾つかの無人駅ができましたが、ここで、私は白鳥病院を利用しておられる大勢の方々の声を聞きました。病院のすぐそばを長良川鉄道が通っているながら、おろることができない。そのため、白鳥駅まで行って、タクシーで戻ってこなければならない。お金の無駄と時間の無駄で、ほかに交通手段をとらなければならない。何とか白鳥病院前に駅ができないもの

かと。最近になって、一般の白鳥病院を利用されている皆さんから、また言われるようになりまして。

このことについて、以前の私は、一般質問で質問したことがありましたが、長良川鉄道は沿線無人駅がたくさんできたのに、なぜここだけ無人駅ができないのか。以前の説明では、乗客が少ないから、また望めないから等の説明がありましたが、つくってみなければわからないではないでしょうか。

また、長良川鉄道を存続させるためにも、できるだけ乗客をふやすことを考えなければいけないのではないのでしょうか。

以上を質問をいたします。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、田中議員がおっしゃるとおり、平成20年に、この際には市民病院も含めたですが、この駅の新設というふうな御提案をいただいておりますので、2度目の何とか長良川鉄道のより利便性を高めていくということにつきましてはの御提案として、重く受けとめておるところでございます。

その当時は、今、おっしゃられたような返答をさせていただいたわけですが、確かに現在、地形的に見れば、美濃白鳥駅から国保白鳥病院までの交通手段としましては、タクシーもしくは路線バスに乗りかえて、鷺見病院前のバス停でおりて、それから病院の入り口までは徒歩約300メートルぐらいあるということでございますので、もし国保白鳥病院の最寄りの線路のところに駅があれば、これはもう100メートル内外の距離ということで、確かに近くなるということは間違いのないことでございます。

そこで、今回、改めまして長良川鉄道にも、こうした新駅につきましては概算経費を確認をさせていただいたわけですが、一つは、今日的な対応としてはバリアフリー化です。それから、ここではスロープとか手すり、そうしたものの設置が必要であるということで、簡易駅であったとしても2,000万円は超える駅舎建設と。それから、その周辺の線路だけでは、その用地の確保ができませんから、周辺の用地の取得、そして、ちょうどあそこはすぐそばに県道剣白鳥線の踏切がございますけれども、そうしますと、電気関係のいろいろと信号機にかかります設備の、この辺についても、ちょうど位置的には経費がかさむというふうなこともございます。

また、当然ですけど、そこから駅に向かう歩道でありますとか、周辺の整備というものも伴うということになりますので、線路上に一つ簡易のプラットフォームをつくってそこでおけるというだけでもなかなかまいらないと、こういうことになりますので、大変経費がやはりかかると、こういうふうな問題がございます。

こういうことの中で、今、長鉄の中で、一番駅と駅の間の中の短い距離はどこかということで、ちょっと調べてみておるわけですが、関駅から関刃物会館駅前が800メートルということで、一番短い駅と駅の間のことなんですけれども、今回、ここに設置をさせていただくとしますと、美濃白鳥駅と国保白鳥病院の間が600メートルですので、非常に近いところに駅を増設をしていくということになるということでございます。

そういうふうなさまざまな状況が、まず一つはあるということでありまして、もう一つは、仮にそこに最寄りのところまでできて、100メートルになったとしても、今度、その方が乗っていただくところは、やはりドア・ツー・ドアにはならないわけでありまして、今まで同様に長良川の鉄道の駅に、そこに近いところに行ってもらうためのその距離感ってのは、近づかないというふうな御不便さは引き続き残ると。こういうふうな実態の中でいけば、どれだけ実際御利用があるのかというふうなことも、田中議員にはお話があるわけですから、我々もよくそういう点も調べて、そして、より利便性が高まっていく場合の、どういう受益の皆さんが大勢お見えなのかというふうな実態も調べたりさせていただきながら、そして現在、郡上市にさまざまな機関、これは、たとえば言いますと国交省の中部運輸支局、岐阜運輸支局とか、あるいは岐阜県のそういう交通担当の課、あるいは長良川鉄道、さまざまな機関、それから、御利用になってる皆さんで構成しております郡上市地域公共交通会議というのがございますので、まず、郡上市として必要なデータを少し調べさせていただいて、その検討の中で皆さんに相談をするということが必要というふうな判断が出てくれば、やはりこういう公共交通会議にも御意見を求めるというふうなことを、これからやっていく必要があるのかというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

いずれにしても、今日の経営実態の中では、新駅を増設することが極めて困難であると、こういう状況は御理解をいただきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。では、次の質問に移ります。

消防組織について、少年消防クラブということですが、郡上市消防組織の中に、少年消防クラブがありますが、郡上市の小中学校が全校で組織され、30クラブ結成されていますが、万が一、学校で火災が発生したときのことを考えると、すぐそばにいる子どもたちが消火に当たるのは、初期消火のために非常に効果があることだと思いますが、その反面、危険度も非常に高いものと思われま。むしろ避難訓練を徹底したほうがよいのではないかと思います。質問として、消防署として、このことについて学校へはどのような指導の方法をとっておられるのか。署員が実際に学校へ出向いて指導をされているのであれば、その実例を挙げて方法などを説明、または避難訓練等についても、学校へ出向いておられるのか、説明を求めます。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。

まず、議員が御指摘のように、少年消防クラブ、小学校ですけれども、こういった子どもたちが初期消火に当たるということは非常に危険なことであるということで、ごもつともであるということだと思っております。

その前に、少年消防クラブ、それから幼年消防クラブ、幼年消防クラブというのは幼稚園、保育園のクラブですけれども、これの設置目的なんです、火災が発生時に、児童や生徒が初期消火をすることではありません。幼年消防クラブ、幼稚園、保育園ですけれども、幼年消防クラブについては、火遊びの防止のための正しい火の取り扱いを教える、それから、防火意識の根を植えつける、消防の仕事を理解させる、防火意識の普及を図るとというのが目的でありますし、少年消防クラブ、小学生ですけれども、少年期から火災予防の知識を培って、将来における予防的効果を図るということを目的としております。

質問の指導方法等についてですけれども、消防クラブの継承式、これ、小学校の4年生が多いんですけども、継承式を行いまして、クラブ員としての火災予防の意識づけを行って、消防署を見学してもらって、実際の消防業務を体感し、火災予防指導としております。

また、学校では、避難訓練実施時には、うちの職員が出向いて、注意事項や過去の事例、それから教訓を話して、初期消火の方法や避難のタイミングなども含めて指導をしております。

平成25年度の避難訓練の実績ですけれども、41回、参加人員は4,820人となっております。

以上です。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次に、幼年消防クラブというのがありますが、今も言われましたが、郡上市の幼稚園、保育園、全部合わせて19の幼年消防クラブがあります。これこそ消防という言葉の理解にとまどいますが、これこそまさかのときには逃げるが勝ちだというふうに、いかに誘導するかにかかっていると思いますが、消防署はどのようにかかわっておられるのか、説明を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 幼年消防クラブの指導方法ということですけども、これ、少年消防クラブと同じですけども、幼年消防クラブの継承式を行いまして、クラブ員としての火の用心の意識づけをしております。

平成25年度の継承式の実績ですけれども、19回、参加人員は355人となっております。

消防署の見学時に、防災ゲームを通じて、実際に見て、触れて、声を出して、体を動かして、幼少期から消防への興味を持たせて、火災や災害から身を守る学びの機会としております。

具体的には、火遊びはしない、火災を発見したら大人に知らせる、それから、避難要領など、自分にできること、日常生活の中の危険などを指導しております。

また、家庭で、子どもたちがきょう避難訓練やったよってというようなことを、お父さん、お母さんに話をさせていただくことによって、大人への火災予防への普及効果にも期待をしているところで

す。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問ですが、消防署の責務として、以上これまでに述べてきた小中学校並びに幼稚園、保育園等において、生徒や園児ではなく、いざというときの火災だけではなく、地震やその他の災害に備えて講習や指導を教職員の皆さんにされたことがあるか。消防署の責務についてをお尋ねいたします。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 教職員に対する指導についてですが、教員に対しては、119番通報の訓練、それから初期消火訓練、火災を含む災害時の避難誘導の要領説明など、施設に合った指導を行っているところです。

また、養護教諭会や新規採用職員研修、学校ごとの研修計画によりまして、救急救命講習を実施しております。平成25年度の講習の実績ですけれども、27回、376人の先生方に参加をいただいております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次にですが空き家の防犯対策ということですが、最近のテレビ、新聞のニュース等に、時々出てきます。空き家から、人がいないのに火災が発生したり、中にはホームレスが住みついたり、少年少女のたまり場となったりとか、全国では異様なニュースがたまに報道されております。これは、まちの中の空き家よりも、田舎の隣の遠くて少し離れた空き家に多いようです。

さて、郡上市においても、最近、空き家が非常に多くあるようになってきました。幾ら空き家でも、所有者があるのだから、無断で入ることはできないとしても、防犯の立場から無関心ではおられないと思いますが、このことについていかに考えておられるか、または、何らかの対策をしておられるのかを質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、空き家の関係でございます。

空き家の今の実態でございますが、平成24年度に、自治会長さんの協力を得て調査をしてございます。ここでは、ほとんど管理されておらず、改善が必要な空き家、廃屋等についてですが、260件と、また、要改善においては72件あったということで、26年度に職員で再度調査を行いました。このときには、242件ということで、要改善物件においては59件でございます。

それで、防犯上の問題でございます。やはり、所有者または使用者に出入りが認められない建物とか、やはり適正な管理がなされておらないというようなところについては、建物内とか敷地内に自由に立ち入れるというようなこともございますので、やはり犯罪の温床となり得ることは、おそれがあるというふうに考えております。

それで、市としての対応でございますが、今、特に空き家というような対象ではございませんが、やはり青少年育成市民会議とか少年補導員、または地域防犯パトロールというようなことで、巡回活動を実施しておると。また、郡上警察署においても、随時パトロールを実施されておるという状況でございます。

それで、11月の国会の中で、国のほうでは、空き家対策等の推進に関する特別措置法というのが可決・成立したということでございます。この中では、特定空き家等という定義をしてございます。この特定空き家等というのは、市町村長の空き家等への立入調査や所有者を把握するために、固定資産税情報の内部利用を認める、または、空き家のうちの倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態のものを特定空き家等というふうにしてございます。そこでは、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の指導、助言、勧告、命令を可能としておるというような状況です。

それで、県と市町村の対応でございますが、県と市町村また建築士会とか、そういうところが参画をしまして、26年の7月に岐阜県の空き家対策協議会を設立したということで、ここでは担当者レベルの連絡会議が、今現在、空き家等に係る対応指針、また、危険空き家等の対応マニュアルについて検討を行っておるという状況でございます。

この中で、具体策としては、特定空き家等の解消と、特定空き家等にしないための予防を行うという中で、この分類の中で、やはり3点の観点からの取り組みを行っていききたいということで、危険空き家への対応とまた適正管理、また利活用という、こういう3点でございます。

それで、市の単独の対応としては、24年から職員で検討会議を行っておると、25年は自治会、自治連合会等の参画を得て、郡上市の危険空き家・廃屋対策懇話会を実施しておるということで、今後は、やはり国の政省令の基本方針また県の指針等の内容を確認と精査しつつ、今後の組織体制のあり方や、必要な政策についての検討をしていきたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 総務部長の説明はよくわかりましたが、私が聞いたのは、火災予防の立場から、消防署は監視しなくてもよいのか。総務課の空き家対策として見る目と、消防署の火災予防としての、防犯として見る目は見どころが違うのではないかと思います。しかし、管轄が違うから消防署としては監視できないと言われるのかもわかりませんが、その辺は今後の課題として、また考えていただきたいと思います。

次に、教育の立場から、最後にこれまでに述べてきた小中学校や幼稚園、保育園の消防組織について、教育の立場から、教育長としての所見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 消防クラブの設置の目的に沿った活動をそれぞれの学校でやっていただけてますが、その意義については、一つは小学校の社会科の学習で、火事から暮らしを守ると、そのときに、消防署それから消防団の働きを学習をしますけれども、消防クラブに加入、あるいは消防クラブがあるということは、そうした学習をより具体的で実感を伴ったものにしますので、そういう意味で意義があるというふうに捉えております。

それからもう一つは、火災予防運動の啓発活動ですとか、あるいは児童生徒の火遊びの防止、それから花火の正しい遊び方、そして家庭での火の使い方といったようなことについての身近な防災活動にもつながるといふふうに思いますので、そういった意味での意義も理解をしております。

今後、例えば避難訓練ですとか、火災予防活動に消防クラブの設置の目的に合った活動が一層活発になるようにということをお願いしております。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、女性防火クラブですが、郡上市7カ地域において、女性防火クラブのあるのは八幡町だけだと思いますが、消火予防、炊き出し、救護とありますが、自主的なクラブであれば強要はできませんが、火災だけが災害ではなく、地震、洪水、豪雪、山崩れなどなど災害も多種多様で、炊き出しなど、いざというときには、地域の自主防災組織を活用されるものと思われませんが、それが直ちに出動できるまでの出動依頼の次第をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 女性防火クラブ、それから自主防災組織の出動要請要領ということの質問でございますが、基本的には、行政側から女性防火クラブ員や自主防災組織に出動要請することはありません。炊き出しや避難誘導などは、共助の考え方から、各自治会での判断で行うか、自治会長または自主防災組織の代表が、各地域の支部、本部と協議をしていただいて、自主的な活動を行

っていただいておりますということです。

したがって、活動は自主防災組織の代表である自治会長等が地区住民に要請をされ、活動をするということになります。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりますが、AEDの設置場所、先ほども11番議員からも質問がありましたが、自動体外式除細動器について、最近ではテレビなどでも使い方について、非常に細かく一般の人たちにもよくわかるように説明をしておりますし、これはNHKだけでなく、民法でもよく放映されております。だから、使い方については、およそよく知られているのではないかと思います。さて、いざ必要なときにそれがどこにあるのか。テレビなどの説明では、公共施設や人の大勢集まる場所には必ずAEDのマークでわかりやすいところに設置してあるとありますが、そのわかりやすいところとは、公共施設の中なのか、外なのか。施設の実名を挙げて、場所など説明をしていただきたいと思いますが、郡上市のAEDマップをパソコンで見ますと、大変細かくわかりやすく設置してある場所まで説明してありますが、実際にその場所に行ってみても、初めて行ったところでは、すぐそばにあっても、なかなか慌てているとわかりにくいものです。

公共施設や観光地では、必ずトイレのマークが矢印つきがありますが、AEDマークもその感覚で、矢印つきで設置したらどうでしょうかということをお考えですが、また、野外にも設置してあるのか。郡上市には、全部で何カ所設置してあって、それ以上、そのことについての説明を求めます。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 最初の設置場所の実例についてですが、設置箇所はAEDが電子機器であるということや管理の問題から、各施設の状況に合わせ、設置可能なところに置かれているため、一様ではありません。

一例としましては、この郡上市役所は屋内の1階ホール、それから白鳥小学生は保健室前の屋外、白鳥病院は屋内の夜間受付に置いてあります。

屋外に設置してあるAEDは、わかりやすい黄色などの目立つ色の収納ボックスにおさめられております。屋内に設置してあるAEDは、その近くにAEDの標示マークが張られております。

それから次の御質問ですけれども、案内矢印についてですけれども、AEDの設置は事業所の判断で設置をされているもので、案内板の取り付けを統一するのは難しいかなと考えております。

市民の方には、例えば、避難場所を確認するように、AEDマップ等で事前に設置場所を確認し

たり、それから、必要なときは大声で周囲の人に応援を求めていただいて、手分けをして応急処置に当たっていただくようお願いしたいと思っておりますし、そのように講習等において指導、お話をさせていただいております。

それから、AEDの設置箇所、設置数なんですけども、AEDの設置には届け出義務はありませんので、全数把握は難しいんですけども、当本部で把握している市の設置台数は、現在152台で、このうち60台は、休日を含む24時間使用可能な状態で設置されております。そのうちの42台が屋外、外に設置されております。

このAEDの関係は、6月議会で、山川議員のほうから一般質問を受けております。このときに、市民が必要なとき、一般事業所のAEDを借用できないかということで、確認をするように山川議員からの一般質問を受けて、市長から指示を受けまして確認しましたところ、全ての一般事業所から、必要なときは市民の方に貸し出していただけるという回答をいただくことができました。

よって、152台、全てのAEDを一般市民の方が利用することができるということになります。

また、この情報は既にAEDマップ、これも消防本部のホームページにありますけれども、AEDマップに入力しておりますし、それから、12月の広報誌や地域の回覧でもお知らせしております。

今後も、救急講習等で市民の方にPRをしていく予定です。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) ありがとうございます。ちょうど時間となりましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時を予定します。

(午前11時48分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 田代はつ江君

○議長(尾村忠雄君) 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般

質問をさせていただきます。

母子家庭の支援強化ということで、最初にお尋ねするんですけども、最初にお断りしておきますけれども、本来なら母子家庭ならず父子家庭も含めて、ひとり親ということで対象にするべきであったかと思えますけれども、今回はあえて女性に焦点を当てたということで、母子家庭の支援強化ということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最近、よく全ての女性が輝く社会という言葉を目にします。全ての女性が輝く社会をつくるということは、主導的地位に占める女性の割合をふやすだけでなく、母子家庭など生活が不安定な中で、子育てをしながら働く女性のさらなる支援が必要ではないでしょうか。

近年、子育て世代の離婚率は、全国的に非常に高くなっていると思います。離婚にはそれぞれの事情があり、他人に他人が関与することではないと思いますが、私は、子どもの将来について大変心配しております。

特に生活面では、母子家庭の全国的な平均年収が、全世帯平均と比べて半分以下であり、約8割が暮らしが苦しいと感じているという調査結果を踏まえ、母子家庭支援に全力で取り組んでほしいと思いました。

国のほうでは、母子家庭の現状に目を向け、女性が安定した生活ができるようにすることが、女性飛躍の大きな地盤である、また、母子家庭への支援強化や働く女性の処遇改善に取り組み、あらゆる女性が生き生きと暮らせる社会をつくりたいとの考えを示してみえます。

まず最初に、郡上市における母子家庭の実態をお聞きしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをしたいと思います。

関係する情報は、過去のものになりますけれども、平成22年の国勢調査の結果によりますと、郡上市の母子家庭の構成でございますけれども、母子単独世帯が117世帯、割合としましては46.8%、他の世帯員との同居の世帯が133世帯で、割合が53.2%ということになっております。

厚生労働省によります平成23年度でございますが、全国母子世帯等調査というものがございまして、この結果におきまして、母子単独世帯が61.2%、他の世帯員との同居世帯が38.3%という結果になっていることから、郡上市は、母子単独世帯の割合が全国平均より14%ほど低く、反対に親族等との同居率が高いというところから、支援や援助が比較的受けやすい環境にあるかというふうに思っております。

また、市におきましては、母子また父子といったいわゆるひとり親家庭に対する経済的支援策の一つといたしまして、児童扶養手当というものを支給させていただいております。

本年8月末における受給者でございますけれども、226人。そのうち母子に限りますと、204人が

受給をされてみえるということと、この数字におきましては、前年同比の比較におきまして、母子の受給者は9人ほど減少してきているというところがございます。

そして、この児童扶養手当の該当となる事由でございますけれども、離婚が92.1%、未婚が5.8%、死別が2.1%というところでございます、離婚による事由における手当支給というところが9割以上を占めていると、そんな状況でございます。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 今、若干教えていただきましたけれども、郡上市における母子家庭に関する福祉関係の支援制度にはどのようなものがあるかということ、ちょっと今、少しお答えしていただきましたけれども、そのほかに教えていただきたいと思っております。

新聞で読んだところによると、公的支援制度の利用率がおおむね10%以下にとどまっていることや、そもそもいろんな制度を知らない人が半数以上に上ることも指摘されておりました。支援を必要とする人に、こういう情報をどのようにして届けられているのか、このことについてもあわせてお聞きをしたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 郡上市が実施をしております母子家庭等に対する主な支援策でございますが、4点ほどここで御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目が、福祉医療の助成の制度でございますけれども、18歳到達後の年度末までの児童、お子さんを扶養してみえる母子や父子家庭の医療費のうち、医療保険の自己負担額を助成する制度でございますけれども、平成26年、本年10月現在の受給者につきましては、母子家庭にあってはお母さんが236人、児童が361人、父子家庭にあってはお父さんが31人、児童が50人というところになっております。

2つ目におきましては、今ほど申しました児童扶養手当でございますけれども、18歳までのお子さんを、一部20歳未満で一定の障がいがある方を養育してみえるお母さんまたはお父さんを対象として支給をさせていただいておる手当でございますが、所得によりまして、若干手当額には差異がございますけれども、全部支給の場合は、1カ月当たり4万1,020円という額になっております。

3点目でございますが、高等職業訓練促進給付金という制度を持っております。この制度は、母子・父子家庭の自立を支援をするということで、生活の安定につながる資格を取得するまでの間、それに要する給付金を支給をするといった制度でございます。

過年度の実績になりますが、平成21年から3年間の就業によりまして、保育士、幼稚園教諭の資格を取得をされた事例であるとか、平成24年から2年間の就学によりまして、准看護師の資格を取

得をされたという事例もございまして、この制度を活用された御両人ともに専門資格を取得をされて、現在、市内の施設で就業をしておみえになるということでございます。

もう一点が、母子家庭等の児童家庭相談に対応をさせていただくために、市では現在、専門資格を有する児童家庭相談員という者を配置をしております。

相談支援の実績でございますけれども、平成23年度が183件、24年度が123件、25年度は137件と、こんなところの実績になっております。

これらの支援を要する方に対する情報提供の方法としましては、公式のホームページであったり、ことし2月に全世帯に配付をさせていただきました郡上市くらしのガイドブック、こういったところに関係の情報を掲載をさせていただいておりますが、現在、今策定途中でございますけれども、安心子育てガイドブック、これは子育て支援の総合ガイドブックというようなものでございますが、この中におきましても、わかりやすい内容をもちまして、今ほど申しました制度のほか、関係する情報については御案内を申し上げていきたいというふうに思っております。

また、行政の窓口におきましては、市民の皆様方からの届け出に基づきまして、今ほど申しました福祉医療の制度であるとか、各種の手当の支給の該当になると思われる方に対して、その方法について御案内をさせていただいておりますし、もう一つが、市内には母子寡婦福祉連合会、これは、ひとり親の方々約200名ほどで組織をされている団体でございますが、こういった会の行事に職員が出向きまして、各種の制度の説明というものも行っているところでございます。

厚労省の調査の結果によりますと、先ほど議員御指摘のとおり、母子世帯の公的年金等の利用状況が非常に低い値にあるということであったり、全くその制度を知らなかったというような回答もあることから、今後におきましてもひとり親家庭に対する必要な情報、効果的な情報、そんなところに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

いつか、テレビを見ておりましたら、苦しい母子家庭の人が、生活保護を申請しようと思ったら、生命保険を解除しないとだめだって、そういうふうに言われたとか、また、子どもさんが大学等への進学で、奨学金を借りたいけれども、お借りしても、このままの生活では果たして返せるかどうかということも不安で、それを借りることもできなくて、進学を断念せざるを得ないとか、そういうことを言ってみえたテレビを見ましたので、郡上市においては、例えば生命保険を解除しないと生活保護が受けられないとか、そんなことはないと思いますが、そのことも1点ちょっとお聞きしたいと思っておりますし、また、窓口の相談内容で、大学等の進学で大変お金に困るとか、そういうもし相談があったら教えてください。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 先ほど申しましたように、各種の制度があるわけですが、個々、私が承知している限り、いわゆる非常に生活が困窮をされてというようなケースは、今のところ聞き及んではおりません。ただ、経済的支援というところ、さらには母子家庭、父子家庭の自立を支援をしていくというところは、行政に課された大きな役割、使命であるというふうに思っていますので、今後とも市民の方々のお声に耳を傾けて、適切な対応に努めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、2点目に移らさせていただきたいと思います。

「あなたのお金は誰のもの、だまされません、絶対に」と、こういうタイトルをつけたんですけども、6月議会の一般質問で、市民が安心して暮らせるまちを目指してということで質問をさせていただきました。

しかし、ますます手口を巧妙にして、善良な市民をだましている事件が後を絶たないということで、再度、質問をさせていただきます。

2013年の岐阜県における特殊詐欺被害額が10億5,872万円で、被害件数は196件とされています。そして、その被害者は、65歳以上の高齢者が6割以上とされています。内訳の主なものは、振り込み詐欺107件、オレオレ詐欺33件となっています。特に振り込み詐欺は、2004年をピークに減少傾向だったのが、2011年から再び増加しているということです。高齢者は、お金や健康、孤独といった不安を抱えており、まさにその心理を巧みに利用しているのが、被害が後を絶たない事件です。

先回もお聞きしましたが、市民の被害状況について、相談も含めお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず、振り込み詐欺の県内の状況でございますが、これにおきましては10月末時点、26年の10月末時点では160件、被害額にして約6億2,816万円ということでございます。

また、振り込み詐欺の類似詐欺でございますが、これにおいては10月末時点で68件の4億4,001万円ということで、両方合わせて228件の10億6,817万円というようなことでございます。

振り込み詐欺については、前年の同期と比べて、比較しても件数とか金額もふえつつあるということでございます。

それで、郡上市の状況でございますが、振り込み詐欺等の被害の認知件数でございます。26年の1月から11月までの間で2件ということで、350万円の被害が出ているということでございます。

そのほかに、被害には至らないんですけど、風邪を引いて声が変わったとか、示談金とかそういうようなことで、警察のほうへ、郡上署のほうに多数そういう電話が来たということで、寄せられておるといような状況でございます。

それで、郡上市の対応についてでございます。特に今、警察からそういう情報をいただいたときに、広報無線等を使って、一人でも多くの方に情報が伝わるようにまず行っておると。それと、広報郡上に啓発などを3回ほど載せてございます。また、市長と語ろうふれあい懇談会とか、シニアクラブの活動のときに、啓発活動を行っておると。それとまた、郡上地区の防犯協会とともに、街頭での啓発活動も行っておる状況でございます。それと今、特に市民団体のみちしるべの方に協力をいただき、出前講座などを行っておるといような状況でございます。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。市民団体みちしるべでは、現在、ケーブルテレビまたシニアクラブの会合の場で、寸劇を通して啓発活動を行ってみえます。一度私もお邪魔したことがあるんですけども、寸劇の後に参加者の体験等をお聞きする時間がとられまして、そのときに何人かの、電話がかかったとか、今までこういうことでだまされそうになったとか、そういう方が手を挙げてお話しになります。これは、大変よいことだと思ひまして、皆さん、帰るときには、そうやんな、絶対だまされんようにしないかなって言って、口々に皆さんはお帰りになるんですけども、私は、そういう会合に出てみえない方が心配です。

そういう方も含めて、あなたのお金は誰のもの、だまされません、絶対にと市民の皆さんに徹底していただくように、市としての今後の取り組みをもう一度教えていただきたいと思ひます。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 特に今、みちしるべの皆さんとともに、出前講座もやっておるとい状況です。それで、ことしの実績においても、7回ほどの出前講座を行っておると。それとまた、ケーブルテレビ等において啓発活動も協力していただいとるということです。

それで、今後の取り組みとしては、特にに相談体制の充実を図っていきたいといようなことで、やはり消費者生活相談専門員の配置の検討をしていくといことと、また、各関係の団体の方と連携しながら、出前講座などを非常に積極的に行っていきたいと。これは、やはり市民の皆さんの自己防衛意識と知識を高めていただいて、こういう詐欺の犯罪を極力少なくしていきたいといこととでございます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。新聞の記事等で、だまされて多額のお金をとられた方の記事を見ますと、全く自分には関係ないんですけども、どんな思いでこれから生活していかれるんかしらなんて思うと、本当にちょっと人のことでなくて、本当に胸が張り裂けるようなそんな思いがしますので、どうか郡上市からこういう被害に遭う人が、今後も絶対に出さないと、そういう意気込みで、これからもこの活動についてはよろしくお願いをしたいと思います。

3点目に、国民健康保険の加入者に対しての、ジェネリック医薬品のことで質問をしたいと思います。

国民健康保険の加入者に対し、新薬、先発医薬品からジェネリック医薬品、後発医薬品に切りかえた場合の差額を示して通知することにより、医療費削減に向けて、医療費の負担や医療保険財政の改善が見込まれている事例の紹介を見ました。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分と効能で、新薬の開発費用がかからないため、価格は新薬と比べて2割から7割と格安。これにより、医療費が大きく削減されると思います。

群馬県高崎市では、現在、2012年8月から始めたジェネリック医薬品の利用差額通知サービスが成果を上げているそうです。通知書は、薬の使用が4日間以上、第1号被保険者当たり月額200円以上の差額が生じる場合などを条件に、年2回発送されます。ことし8月の試算によると、6月の診療データをもとに3,391通が発送され、ジェネリック医薬品を利用した場合、月に約224万円の削減効果があると報告されていました。

最初に、ジェネリック医薬品の利用により、医療費の削減効果は、郡上市においておおむねどれほどあったかを教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） いわゆる後発医薬品の効果についての御質問をいただきました。

市町村国保の財政運営でございますが、御承知のように年々厳しさを増してきておるという中にあって、その対策の一つとして、後発医薬品の利用を促進することで、医療費の削減と患者負担の軽減を図るための取り組み、こんなところが全国的に展開をされてきておると。

今ほど、議員御紹介の群馬県の高崎市や、広島県の呉市の例におきましても、後発医薬品の利用を促す差額数値というものを、実施をしておみえになるわけでございますけれども、私ども岐阜県におきましても、国保連合会が中心となりまして、昨年、平成25年度から、6月と12月の年2回でございますけれども、後発医薬品の差額通知というものを実施をさせていただいております。

そこで、後発医薬品の全国における数量ベースの利用率でございますけれども、平成25年の3月現在、25.6%。厚生省のほうでは、平成の30年の3月までに、この利用率を60%以上にする、そんなところの目標を掲げてみえるところでございますが、岐阜県の後発医薬品の利用率は51.2%と、全国平均を大きく上回っている状況でございます、平成26年の6月時点における郡上市の利用率

は51.6%というところで、前年になります平成25年の10月時点の45.6%と比べてみましても、6%ほど増ということで、後発医薬品への切りかえは、徐々にではございますけれども、進んでいるところにあるかというふうに思っております。

それから、人数ベースでございますけれども、平成25年10月診療分におきまして、後発医薬品の切りかえ効果が見込まれるというところで、366人の方に差額通知をお届けをさせていただいたところでございますけれども、本年1月からの半年間で、後発医薬品に切りかえられた方につきましては62人といったところが一つの効果、結果として出ているところでございます。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。国民健康保険の方でない方でしたけども、こういうのを一般質問やるんやっていう話をしておりましたら、財布から保険証を出していただいて、ジェネリック医薬品っていうシールがありまして、それが張ってるんで、私らこういうのがあるんやよって言って教えていただきました。先ほど、昼休みにも、ある議員さんが、薬局のほうからジェネリックにになれるかなって聞かれるとか、そういうお話もありました。

高崎市の市の担当者は、普及は着々と進んでいる、今後、患者への個別指導を行うなど、市民への周知を図り、医療費削減に向けて取り組んでいくと話してみえました。

高崎市のほかに、先ほどお話がありましたように、この通知サービスによって医療費の削減を促進してきた広島県の呉市の事例も、新聞によって紹介されていましたが、ともにジェネリック医薬品の啓発をしながら、国保財政の適正化の取り組みに力を入れてみえます。

郡上市は、ジェネリック医薬品の普及に向けて、どのように今後取り組んでいかれるかということ、もう一度教えていただきたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 後発医薬品の普及に向けた取り組みというところでの御質問かというふうに思いますが、郡上市におきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会と調整をさせていただく中で、今ほど申しましたように、昨年度から後発医薬品への利用を促すための差額通知というものを、年2回実施をさせていただいておりますが、今ほど議員御紹介のように、郡上市におきましては、年1回の保険証の一斉更新の際に、御紹介がございましたジェネリック医薬品の希望シールというもの、これは、お薬手帳であるとか保険証に張って、この切りかえを希望しておりますよというようなところの意思表示をしていただくための手法として捉えているものでございますけれども、こういったものであるとか、同時に、ジェネリック医薬品の意識、知識を深めていただくための関係する情報をわかりやすく市民の方にお届けをさせていただいておるといふものでござ

います。

後発医薬品に係る取り組みとして、現時点ではこのような取り組みにまだとどまっているわけですが、広く医療費の適正化に向けた取り組みとしましては、年に6回に分けて、医療費通知というものを被保険者の方にお届けをさせていただいておることであったり、議員、いつも啓発をいただいております特定健診の取り組みもその一環でなかろうかというふうに思っております。

積極的な受診勧奨を今現在も進めさせていただいておるところでございますけれども、ちなみに平成25年度の特定健診の法定受診率、55.5%というところで、前年対比で1.3ポイントほど上昇をしておるところでございますので、今後におきましても、医療費適正化に向けた総合的かつ効果的な取り組みを継続して実施をさせていただきたいと、そんなところを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。ジェネリック医薬品については、先ほども言いましたように、同じ有効成分で効能も変わらなくて、しかし、新薬と比べて価格は非常に安いということで、何となく窓口で、薬局の、どうしますかって言われると、安いけど効くんかしらんと思ったり、そんなことでけちけちとしては、何か病気が治らんような気がして、ジェネリックでないのを下さいなんて前に言ったこともあるんですけども、そういう意味でも、こういう知識をきちんと広めていただいて、そして、医療費削減に向けてできること、どんな場合にもあると思いますので、こればっかというわけにもいかないと思いますけれども、ジェネリックでも大丈夫というときには、本当に楽にジェネリック薬品って言えるように、知識を広められるように、そういうこともお願いをしたいと思います。

最後に、マタニティーハラスメントということで質問をさせていただきます。

女性が輝く社会づくりが進む中、働く女性が妊娠、出産を理由に解雇されたり、退職を勧められたり、心ない言葉を受けたりするマタニティーハラスメントが社会問題になっています。

日本労働組合総連合会が、在職中の20代から40代の女性を対象に、ことし5月に行った意識調査によると、およそ4人に1人が被害を受けたと答えており、周囲に被害者がいると答えた人も同程度いたということです。本来、妊娠、出産を理由とする職場での不当な扱いは、正規、非正規雇用を問わず、法律で禁止されていますが、マタニティーハラスメントが横行している実態が浮き彫りになっています。

原因は、妊娠、出産への男性の理解不足や、妊娠、出産によって働けなくなった女性の支援体制の不備などが指摘されています。

マタニティーハラスメントの具体例としては、まず、妊娠中や産休明けなどに、「休めていいわよね、迷惑なんだけど」といった心ない言葉を言われた。それから、妊娠、出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導などがされた。また、妊娠中や産休明けなどにもかかわらず、残業や重労働などを強いられた。それから、妊娠、出産がきっかけで、望まない異動をさせられたり給料を減らされたなどがあるようです。

首都大学東京の江原由美子副学長は、日本で働き方や業務評価の前提になっているのは、残業に象徴される長時間労働や、転勤、出張など、働くとはかくあるべきだという男性中心の仕事観です。マタニティーハラスメント問題の背景にあるこうした暗黙の男性中心主義の意識を見直す必要があると、そう言われています。

最初に、働く女性が妊娠、出産を理由に解雇されたり、退職を勧められたり、心ない言葉を受けたりするマタハラについて、郡上市役所の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、職場としての郡上市の実態をお答えさせていただきます。

初めに、地方公務員の場合には、地方公務員法に、いわゆる平等取扱の原則というものがございます。いわゆる妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱い、また解雇、あるいは退職を強要すると、こういうふうなようなことはございません。

それから、職員が妊娠をしますと、これは、妊産婦健診もあります。初め、産前6週間、それから産後8週間の特別休暇が付与されるということがございます。

また、子どもの育児に当たりますと、特に3歳までは育児休業をすることができるということがございます。育児休業から復帰後につきましても、小学校に子どもが就学するまで、子どもの看護休暇や育児部分休業の取得に加え、育児短時間勤務、あるいは深夜勤務、時間外勤務の免除など、子どもの養育のためのさまざまな子育て支援の制度を整備をさせていただいているところでございます。

郡上市におきましては、平成24年度、1年で21人出産をしております、職員が。25年度は15人でございます。26年度も、今のところ、見通しとしては十六、七人くらいあるというふうに思っております。

こうした職員の子育て支援につきましては、郡上市職員の子育て応援行動計画というのを以前からつくっております。現在、後期計画に入っておりますけれども、地域社会の次世代を担う子どもたちの健やかな養育のためにということで、計画をつくり、それからまた一方で、このハンドブックをつくって、職員に周知をするというふうな取り組みをさせていただいております。

加えまして、こうした、いわゆる御指摘のような、男性職員を中心として、理解不足が、やはりこういうふうな強い言葉でありますとか、ハラスメントを引き起こすということがございますので、

毎年、こうした制度の認知度につきましての調査を行っております。

例えて言いますと、男性職員の育児参加休暇ができるということを知っていますかというふうなこと等、あるいは妊産婦に係る危険・有害業務の就業制限について、中身を知っていますかと、こういうものを18項目ぐらい定めて、毎年、これを調査し、また公表をします。また、特に弱いところのポイントを補強をするというふうなことをしております。

こういうふうにして、できるだけそうした思いを、制度を周知していくように取り組んでおります。

また、最後にハラスメントの専門の窓口は設けておりませんが、職員に対する不利益処分についての不服申し立てや、職員の苦情を処理する公平委員会、また人事課に対する御相談、それから市の保健師によります体と心の相談員、ここへの相談というものにつきましても、今のところいわゆるマタニティーハラスメントについての苦情とか御相談はないわけです。

これで全然ないというふうには言えないと思いますけれども、こうした取り組みにつきましては、今後とも誠実に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。大変、郡上市の市役所の中は、温かい雰囲気だと、そういうふうに感じました。

これ、郡上市の企業等の実態というのは、恐らくわからないと思いますけれども、もしわかれば簡単で結構ですし、そういう市役所の相談窓口について今お聞きしましたけれども、企業とかであった場合には、どこへそういうのが相談に見えるのかっていうことだけ、最後にお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 御質問の相談のまず場所なんですが、公立のほうで、紛争解決援助制度というのがございまして、国のほうではこういったようなチラシやパンフレットを配布しております。そこでは、相談できる人がここにいますということで、岐阜県ですと、岐阜労働局雇用均等室と、これは岐阜の合同庁舎にございますが、そちらのほうへ相談をしていただくと、匿名でも結構ということでございます。

あともう一つ、相談の実績はということなんですが、実は、岐阜労働局のほうへ確認いたしましたら、県全体のことしか承知してないと、市町村別には分けてないということでございまして、県全体で、平成25年度の妊娠、出産を理由とする不利益の取り扱いに関する相談は91件でございます。全体の雇用均等室への相談件数の417件ございまして、そのうちの21.8%が、妊娠、出産を理由とする不利益取扱の相談ということで、前年度が70件ございまして、25年度は30%増加しております。

ったことの回答がございました。

もう一つは、支援ということのお話もございました。支援につきましては、県、国もいろんな制度持っております、例えば岐阜県ですと、子育て支援企業の登録制度といったことで、いろんな場合で、その登録の一覧の何かそういうチラシとか見られたと思うんですが、郡上市の企業も複数の企業がそこで登録をされておるような状況にございますし、国については補助制度等とも用意をされてるという状況でございます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。これも、子育て支援の一環で大切なことだと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

時間を少し余しましたけれども、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく2点であります。

第1点、食の王国づくりであります、この言葉を聞いてからもう数年がたつと思います。もし、郡上市が食の王国づくりで本気に取り組んでみえるのならば、単に一つの部の政策であっては、掛け声だけに終わってしまうような気がします。各部の連携が必要であり、連携なくして食の王国づくりはできないと思いますし、そもそも郡上市の目指す食の王国といったものは、どんなものでしょうか。

2013年12月4日、和食が無形文化遺産に登録されました。この登録を受けて、和食というのは、あるコミュニティーで行われている風習やならわしとしての食だそうですが、この登録を受けまして、農林水産省が、それぞれの地域の人々が自分たちの食文化を見直し、さらにこれらを有効に生かしながら、新しい地域活性化の可能性を探っていくため、日本食文化ナビという冊子を作成されております。

この日本食文化ナビ、この中には、一時的にはうまくいくかもしれないけれども、継続的な地域活性化に結びついていかないのではないかとと思われる、以下のような幾つかの取り組みパターンを

紹介されております。

まず1つ目に、地域の食文化とは無関係で、食材や調達方法へのこだわりがない、インパクト重視で、地域文化ないがしろ型。2つ目、地域内で高付加価値化を追求できていない。原材料やこだわりのポイントが見える化できてない。素材は地元産なのに、加工はお任せ外部委託型。3つ目に、地元の人材や、食文化の継承や、発展が育まれていない。地元住民は蚊帳の外、地域に根づかない型。4つ目に、地域資源を活用して6次産業にするはずが、地元で収益を還元できていない。原材料製品不足で、外部仕入れ型。最後に、地域産品の高付加価値化ができず、安く大量に生産する食材工場となってしまう。外部への素材提供のみの食材ファクトリー型、こういった警鐘を鳴らしてみえます。

食といったものは、おいしい、安全、地産・地消、健康、地域の観光等々、さまざまなアプローチの仕方があると思いますが、それぞれの部の取り組み、考えをお聞かせいただきたいと思います。

健康につきましては、以前、一般質問しておりますので、今回は省かさせていただきますが、最初に、商工観光部の部長さんにお伺いしたいと思います。

奥美濃カレーとかめいほう鶏ちゃん、こういったもののマップは拝見したことはありますけれども、例えばウナギとか、アユ、そば、どぶろく、または郡上市の郷土料理、こういったもののマップといったものは、いかがなものでしょう。海外から日本に見える観光客の一番の目当ては、和食を食べることだそうですが、そんな中、郡上市の和食、伝統的な郷土料理、そういったものにどう取り組んで、また海外からの誘客に取り組んでみえるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま御質問の中にございました奥美濃カレー、それからめいほう鶏ちゃんのマップがございます。これにつきましては、それぞれの団体のほうが自己財源で作成をされておるといふものでございます。

また、郡上市の料理の紹介についてということで、さまざまな団体が事業者等とともにそれぞれ作成をされておるものがございますし、また、各観光協会が作成されておるチラシ、パンフレット、ホームページがございます。

市全体はとなりますと、代表的なものにつきましては、郡上市観光連盟が作成しておりますホームページ、郡上市満喫というホームページがございますが、そちらのほうに、グルメ、お土産という枠を設けまして、ページを設けまして、そこで郷土料理、鶏ちゃん、奥美濃カレー、アユ、うどん、そば、洋食、喫茶その他、こういったような区分けをいたしまして、そこでそれぞれの種類で、お店のほうを紹介しておるといふ現状でございます。

また、この郡上満喫サイトにつきましては、パソコンのホームページというよりもスマートフォン

ンからも閲覧できる仕組みになっておりますもんですから、利用していただいておりますということでもございまして、現在のところ180件の登録がございます。これは、内容につきましては、今後一層充実していくよう、また協力を求めてまいりたいというふうにして思っておりますのでございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

続きまして、農林水産部長さんにお伺いします。

以前、私、大和のおがたまですか、レストランで深戸ねぎの定食といったか、そういったことだったと思いますが、いただいたことがありますけれども、地産・地消が少しずつ進んでいるのかなと思いますが、まだ農家レストランという道は道半ばだと思いますが、今後の取り組みについて伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 農林水産部でございますけど、食の王国づくりというところの生産の部分におけるところを担っておるということでございまして、その中におきましては、郡上市としましては、農産物のブランド化、あるいは新たな食材の発掘、6次産業化、それから食の安全などの確保に取り組んでる実態でございます。

議員の質問がございました深戸ねぎ等の食農レストランに対する取り組みということでございまして、一般的に農家レストランといいますと、農家みずから自家生産したものを、あるいは連携する農家が生産したものを、飲食店の方で調理し提供するものだそうで、さらにその地域で運営される施設で、安価に新鮮な農産物を食べられるという点が一般の方に受けてるというようなことで人気を博してるというものでございます。

郡上市としましては、こういったような農家レストランと言われるもののほかに、飲食店と農家が連携しまして、地域の食材を加工・調理し提供する店舗、こういったものも推進しております。先ほど議員が言われましたような深戸ねぎのケースにつきましては、平成24年から作付でありますとか、販路拡大等について支援を行っております、そのものにつきまして、大和町内の大和の道の駅、あるいは八幡町、美並町の中におきましても、販売・活用されとるというような実態もございまして。

また、今年度でございますけど、白鳥の地域物産振興センターにおきまして、地場産業の食材を使いましたレストラン等も開設しましたし、また、八幡町の川合地区におきましては、地域の農産物の生産、加工、販売、そういった点を行う地域住民主体の会社も設立されまして、農産物を活用した地域活性化に取り組んでるという状態がございまして。

今後の農家レストランというところに発展する可能性につきましては、女性の農産物加工グループ、あるいは新規の就農者等、そういった方々がこういったところへ行く可能性というものは非常に高いんじゃないかということもございますので、そういった取り組みにつきまして、各部署が連携をしまして、各地の支援をすることによって、農家レストラン等への取り組みについても進めていきたいというふうに考えおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(13番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

続きまして、教育委員会のほうにお伺ひいたします。

特に教育委員会、学校給食といった点でありますけれども、以前、ある週刊誌に学校給食に多くの中国食材が使われているという記事がありました。市内の学校給食はいかがでありますか。安全性に問題はないのでしょうか。

また、もう一点、コストの問題もあると思っておりますけれども、例えば、郡上市がB-1グランプリに出しております奥美濃カレーとかめいほう鶏ちゃん、こういったものを初めとする郡上市の郷土食を取り入れた学校給食というものは、どれくらいあるのでしょうか。アレルギー等々、さまざまな問題がある中で、大変だと思っておりますけれども、日本一健康によくおいしい学校給食を目指してほしいと思っておりますけれども、御意見を伺ひたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、最初に学校給食の食材の安全についてお答えしたいと思います。

まず、主食については、県給食会のほうから購入しておりますが、お米については全て県内産のコシヒカリを利用させていただいております。また、パンとか麺類につきましては、できる限り県内産の小麦粉等を使っていただくように努力をしておっていただきます。そして、牛乳につきましては、農畜産業振興機構の助成を受けて、安全で品質の高い県内産の牛乳を使用しております。特に郡上市においては、市内の2つの業者の皆さんから提供をさせていただいております。それから副食ですけれども、これは、学校給食物資調達要綱による品質、価格、規格、こういったものの条件に合った食材を利用しているということで、納入業者の皆さんには、要綱に合った食材について、原材料産地証明書、それから製品成分書、製造元の出荷時細菌検査報告書の提出をさせていただいております。給食センターにつきましても、見積りのときですとか、あるいは納品のときに原材料の産地確認をして、食材の安全の確保に努めているところです。特に野菜等の青果物につきましては、できるだけ地元の農産物を使うということで、昨年度の実績で、郡上産の野菜については20.5%、これは一昨年度も同じ割合ですが、20.5%を利用させていただいております。

いずれにしましても、納入業者の皆さん方につきましては、こういった要綱の趣旨や、あるいは

内容をよく理解をしていただいて、本当に御努力をいただいて、安全な食材を提供していただくように努力をしていただいておりますというふうな、そういう状況でございます。これからも、できるだけ安心できる食材の、特に旬のものを使えるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の郷土食を取り入れた学校給食の取り組みですが、基本的には大変積極的に郷土食を取り入れてるというふうにお答えをしていいのではないかとこのように思います。

伝統的な食としてはじんだ汁、それからカキ入り大根なます、エゴマあえ、こういったものを給食の献立として提供しておりますし、特色のある食材を使った食としては、幾つか例を申し上げますと、アユの塩焼き、それから郡上みそを使った焼き魚、郡上みそ入りカレー、これは、奥美濃カレーにつながるものだと思います。それから、あゆとあまごの梅とろり、これは、給食甲子園でグランプリをとったものです。そして、郡上のキャベツとタマネギを使ったニンニク控えめ鶏ちゃん、それから、郡上の米粉を使った郡上のニジマスやアマゴのから揚げ、こういったものを使っております。

こうした伝統食や郡上の食材を使おうということについては、栄養職員あるいは栄養教諭が本当に努力をしていただいて、できる限りそういったことの、献立の工夫も含めて、食材等についての指導や、あるいは食の歴史についての指導もしておっていただくという状況です。

こうしたことの成果の一つだと思いますけれども、学校給食の献立コンテスト、これは県教委主催の岐阜食のマイスタープロジェクト事業、中学校学校給食選手権というのがあるんですが、市内の2校が応募しております。郡上東中と八幡中が決勝ラウンドへ進んで、1月6日に2次審査ということになっています。献立ですが、郡上東中は、郡上ララちゃんも応援しているよ郡上パワフル給食、中身がアマゴの甘露煮御飯、豆腐のなんちゃってかにあんかけ、ちょっとこれ、よくわかりませんが。（笑声）ブロッコリーサラダ、郡上みそ汁と果物。それから八幡中は、郡上の野菜たっぷり給食、栗御飯、鶏肉の鶏ちゃん風焼き、キャベツとキュウリの梅昆布茶あえ、それから郡上みそ汁、そして岐阜桃のゼリーと、こうした郷土食を取り入れた給食が、こういった形として反映しているのではないかとこのように思います。

最後になりますけれども、12月4日に学校給食で異物が入ったのではないかとこのように疑いがあって、そのことについて、給食の食材を途中で回収するということがございましたけれども、今後、道具の点検も含めて、一層食の安全については細心の注意を払っていききたいと思っております、おわびを兼ねて御報告申し上げます。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともその給食、一遍食べさせていただきたい

いなど、そんな思いがして、今、聞いておりましたけれども、この食の王国づくりについてですが、最後に市長さんに一言お伺いしたいと思います。これ、島根県の邑南町、たびたびこの町の名前出てきますが、ここでは町立の食の学校を開校してみえます。この学校では、100年先の子どもたちに伝えられる町の食文化を育み、町民の食意識の向上を図っている。そのためにこの食の学校を開校してみえますけれども、また1点、ここですね、中日新聞に載りました鯖江市の市役所のJK課っていうのがあります。女子高生の略なんですけども、こんな課をつくらなくても郡上高校の女子高生が、もう大快挙を成し遂げましたので、こういった食っていうことに関しましては、やっぱり女子高生を利用するのが一番かと思えますけれども、私は本当に、大人というよりも未成年の方々に、この食の王国づくりについてぜひとも参加していただいて、彼らの知恵を大いに活用する必要があると思えますけれども、また、子どもたちに我々の先祖が残しました食文化もしっかり残していく必要性も感じてますが、市長さんのお考えを伺いたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 食というのは、非常に、我々人間が生きていく上で大切なものでありまして、それぞれ部長、また教育長が答弁申し上げましたように、今、郡上市として一生懸命取り組んでおりますけれども、さらに非常に裾野が広いというか、それぞれ関係するところが多いわけでありまして、健康福祉部、そして農林水産部、商工観光部、教育委員会等とが連携をして、この郡上市の食の王国づくりが進むように努力をしていきたいというふうに思います。

また特に、今御指摘がありましたように、そういう中で、やはり今、若い人たちが、どうしてもファーストフードとか、そういうものに、忙しいとかいろんなこともあると思えますが、ともすればそういうことで、また、それによって育てられた子どもが、またそういう味覚になってくというようなことがありますので、ただいまお話があった邑南町の例であるとか、そうした各自自治体の取り組みも参考にして、私たちも、やはり健康でおいしくて、そして郡上市ならではの形でも伝わってきた食文化というものを、今後とも郡上に、後世に伝えていくように市としても努力をしたいというふうに思います。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。食といったものが、本当に郡上の地の移住促進に必ずや役立つもの、また、観光の目玉にもなるものと思えますので、ぜひとも全部を挙げて、この食の王国づくりに取り組んでいただきたいと思いますし、また、教育委員会のほうも子どもたちの食の安全をしっかり守って、これからやっていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目であります。議会改革についてであります。

この議会改革につきましては、非常にちょっと異質な質問かと思えますけれども、私自身が4月に議会改革特別委員会の委員長を拝命いたしました。それから、さまざまな研究、研修を重ねる中で、いろんな問題点もあるなど、これからの議会改革に向けてどうしたらいいのかなってという思いの中で、1点、この議会の招集権といったものに関しまして、ちょっと市長のお考えを伺いたいと思います。

現在、市長にこの議会の招集権があるわけですが、地方自治法では、議長の請求から10日以内に開催しなければならないとなっておりますけれども、ただ、市長には専決処分の権限もあります。以前、議会を招集することなく、この専決処분을繰り返したというある市の話もあります。今後の郡上市にとって議会の招集権、これにつきまして、どうあることがいいのかと思っておるんですけども、この中で一つの、今、提唱されておるのは通年議会ということでもあります。

この通年議会というのは、4月に市長さんが招集されたら、来年の3月31日までを議会とするわけですが、これを皆さん、誤解されると思うんですが、365日議会を行うということじゃなくて、議会と対応しながらどういうふうに関会していくかっていうことなんですけども、この通年議会といった形で議会の招集権についての取り組みをなされているところも多々あるようでございますけれども、郡上市はどうあるべきか、執行部の長であります市長さんから、ちょっとお考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 地方議会における議会の招集権はいかにあるべきかと、こういう御質問だと思えます。

それで私は、結論から言いますと、確かに議会と長というのは、それぞれ市民から負託を受けて成り立っている、いわばよく言われる二元代表制といわれるものでありまして、そういうことからすると、それぞれがいわば市民からの負託を受けてやっており、いわば一種の対等な関係にあるというわけでありますから、現行の地方自治制度が、その対等な2つの二元代表の片一方のほうの議会の、まさに法律的な意味での活動ができる議会の開会といいますか、そういう招集というものが、一方の長に握られているのはいかなものかと、こういう制度論的な話というのは、多分昔からございまして、これは非常に学問的にはちょっと深いものがあるのかなというふうに思います。

特に、先ほどお話がございましたように、九州のある自治体において、そういう、議会を開会をしないで、本来議会の議決を経るべき事項について、専決処분을繰り返すと、こういう一種の異常な首長さんがおられたということで、余計こういう制度論に火がついたというふうに思っております。

確かに、国会の場合は議院内閣制ということであり、国会において選ばれた内閣総理大臣が行政権を持ち、責任を持っておるわけですが、憲法にも国会は国権の最高機関であると、こう書いてあ

るわけなんです、それでもやはり日本国憲法においては、内閣総理大臣の助言と承認によって天皇が国会を招集すると、こういう形にもなっておるわけです。制度論的には、いろんな議論があり、おそらく外国においてもいろんな制度があるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、そういう議論は、またそういう学識の深い方々にまたお願いをしたいと思いますが、議会のほうに、二元代表制の議会の側に、本来自分たちが活動する、そのスイッチを入れるのがいわば首長であるというのは承服しがたいという議論があるという点は、私もよく理解ができるというふうに思っております。

しかしながら、現在の地方自治法において、実務上はほぼ、何ていいますか、支障のないように、今のところ法的な整備がされたのではないかとこのように思っています。

それは本来、首長に招集権があるわけですが、先ほどの通年制でなくて、今は会期制をとっておりますけれども、年4回の定例会については、郡上市でいいますと例えば、2月、6月、9月、12月の4回、これは、都合によって若干の日にちの繰り上げ、繰り下げはいいということになってますが、そういうことで、この4回は開会をするっていうことに。これは、首長もいわばその規定に縛られているわけでございます。

問題は臨時会ということですが、臨時会は、確かに首長が付議すべき案件を示して臨時会を招集するというものであり、そういう意味では、臨時会においては、非常に首長の裁量というのがあって、片一方じゃ議会のほうは、そういう臨時会の招集について、全く、何といいますか、能動的な動きができないのかということになるわけですが、これも先ほどのような、いろんな地方の事例がありまして、順次改正をされてきて、2つ臨時会のスイッチを議会の側から押す制度ができてきたわけです。

その1つは、議会の皆さんの4分の1以上の請求があり、そして、その付議すべき事項を示して請求をした場合には、長は20日以内に議会を招集しなければいけないというのは、まず最初ございました。その後、付け加わったものとして、今度は、議長が議会運営委員会の議決を経て請求をした場合は、やはり同じく、付議案件を付けて、それで長は20日以内に招集しなければならないと、こういうことになったわけです。

ひとまず、それで制度改正がされたんですが、最近また平成24年度の改正によって、そういう2つのケースにおいて、20日以内に長が議会を招集しない場合は、議長が請求をした場合には、今度は議長がみずから議会を招集することができるというふうに規定されました。

したがって、この場合は特殊な、そういう場合ですが、議長に議会の招集権が認められたということですし、それから、もう一つの4分の1以上の議会の議員さんの請求によって、臨時会の開会が請求をされたときに、長がその20日以内に開催をしなくて、なおその請求をした議会の皆さんから、議長に対して申し出があった場合には、やはり10日以内に、市の場合、議長がその議会の招集

権を持つというふうに、最近の、平成24年の改正で改正をされましたので、そういう意味では、議会が一定の場合ですけれども、議長が招集権を持つというふうに法改正をされましたので、かなり、ある意味では、議会のやはり独自性というか、そういう形で議会が住民の負託を受けて活動をするという状況が作り出されたのではないかというふうに思っております。

そういうことですので、かなり大幅な改善をされたので、実務上は、私は特に問題がないのではないかと思いますし、さきに起こったような鹿児島県の例のようなものは、まさに異常なケースであるというふうに思っております。

そういうものとは別に、102条の2というので、通年型の議会の改正ということができるようになったわけですが、これは年度のある日を開会日とすると、翌年度のその前日までを1年の会期とするという会期で、その会期中でいろいろ定例会というようなものを定めながらやっていくということで、今、各地で行われているようですけれども、その制度については、メリットもあれば、また若干のデメリットもあるというふうに聞いておりますので、また、そういうことについて郡上市の議会がどうしていったらいいかというようなことは、また、議会の改革委員会などで、存分に、ひとつ十分に御検討をいただければというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。私もまだまだ勉強不足ですので、これから研究していきたいと思いますが、通年議会の一番のメリットというのは、有事の場合、防犯・防災の面とか、そういった面には非常に、この通年議会という形になれば、議会がすぐ対策の本部を即立ち上げるとか、そういったことはできるんじゃないかなという面もありますし、また、費用の面とか、また、いろんな執行の職員の方の、いろんなお手も煩わせるといったことで、そういったデメリットも考えられますし、いろんなことを考えておりますけれども、今後、議員みんなで改革委員会ですので、議会改革特別委員会ですっかり議論してまいりたいと思います。非常に参考になりました。まだ勉強不足だというのは実感でありますけれども。

続きまして、この議会改革のもう一つの問題ですが、議員研修と議会費ということでもありますけれども、以前、議員研修といいますか、これは常任委員会の研修でありますけれども、執行部の方も、各部長さんも参加いただきましたし、それなりの公共交通機関を使っての研修でありましたけれども、以前の改革で、今は議員と議会事務局だけで、この常任委員会の研修を行っております。

昨年から思っておるんですけれども、市の車を議会事務局が運転して、また、研修先とも連絡をとる。運転しながら相手先と連絡をとるといったことでありまして、非常に多忙だな、危険だなという思いもしたこともあります。

ある議会におきましては、公共交通機関での移動を原則としているといった議会もある中で、郡

上市の議会事務局の負担は少なくないと思っておりますけれども、これは議会といった予算もありますので、簡単なわけにいかないと思っておりますけれども、この点につきまして市長さんのお考えを伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えしたいと思います。まず、議会の皆様方のいろんな視察等、県外調査等をされておられるわけでありまして、そういうものに執行部が同行をするのがいいのか、悪いのかと、こういう話がございます。

私も、就任早々でありましたけれども、例えば北陸のほうですとか、この前は、たしかそんなに前ではありませんけれども、住民自治基本条例等の関係では静岡のほうへ同行させていただいて、そして、いろんなお話を、参考になるお話を聞いたり見せてもらったりというようなことで、非常に、これも有意義な視察のあり方だなというふうに思っておりますので、議会のそういった県外視察とか、そういうものに執行部は金輪際同行しないのだということは、必ずしもそんなにかたく考えなくてもいいのではないかと、ともに共通のテーマで、何とか、せつかくの機会ですから、勉強をしに行くというようなときには、場合によっては議会のほうから、お邪魔でなければ同行させてもらうこともあってもいいのではないかと思います。

ただ、首長や副市長、教育長とか、そういう職員が同行したりすると、受け入れの側で気を遣われたり、びっくりされたりするということもありますので、今はほとんど、議会は議会活動としてやっておられるのかもしれないので、慎重には考えなければいけないと思っておりますけれども、私自身は、必ずしもそんなにかたく考える必要もないというふうに思いますし、また、そういったときに、普段なかなか議員の皆様方と意見交換などを行うことが、機会を持つことが少ないということもありますので、そういったときにいろんな意見交換をするというメリットもあるかというふうに思います。それで、首長や副市長とか教育長とか部長とか、そういった職員でなくても、例えば担当の課長であっても、担当の職員であってもいいというようなことであれば、私は、それはそれで一行の中に加えていただいて、いろんな調査をしに行くということはいいのではないかというふうに思います。

先ほど、例えば高知県の梶原町の小水力発電がありましたけれども、ああいうものも一緒に見てこさせてもらえれば、もっと状況をつかむこともできるというような感じをいたしますので、そのことは弾力的に考えていいんじゃないかというふうに思います。

もう一つの、交通機関の話ですけれども、県外調査といっても、例えば、岐阜県の隣接県を1泊2日ぐらいで回ってくるというようなときに、マイクロバスといいますが、バスを使って行っていただくというような場合と、かなり、高知のときはどうされたのかちょっとあれなんですけれども、かなり遠距離のところを議会の職員が、運転をする職員がただ1人で、例えば運転をしていくというよ

○議長（尾村忠雄君） ここで、市長より発言を求められておりますので、許可します。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 申しわけございません。先ほどの武藤議員に対する答弁の中で、郡上市の定例会について若干の間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

まず、郡上市の定例会、私、先ほど条例で2月、6月、9月、12月というふうに発言をしたようでございますが、正しくは、条例は年4回の定例会を開くということを条例で定めておまして、この招集の時期については規則で定めているということと、それから、2月と申し上げたのは3月で、場合によったら2月幾日からやるということもあるということではありますが、正しくは、規程上は3月、6月、9月、12月でございましたので、おわびして訂正をいたします。

◇ 驚 見 馨 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、7番 驚見馨君の質問を許可いたします。

7番 驚見馨君。

○7番（驚見 馨君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

もう既に執行部側では鋭意努力をされておるところでございますが、現在の状況の中でお考えを確認していきたいと思えますので、質問させていただきます。きょうは、今回は5つほど質問をしておりますけども、時間の許す範囲の中で、丁寧なる御答弁をよろしくお願いいたしますと思えます。

第1点は、郡上市の基幹産業である農林農産関係の質問でございます。農林行政の実績、実態、将来展望、方針についてお伺いをいたします。

いよいよグローバル時代を迎え、米、果樹、蔬菜、畜産、木材の現状、今後の指導体制とか、担い手生産支援方策についてお伺いをしたいと思います。

国のほうの農林行政は、ただいま何かと議論中でございますが、農協改革など大きな課題の多い時期でございます。日本の農林産業は、人口減少、高齢化の加速とともに、担い手の問題、そして生産物の低価格化など、問題に加え、TPPへの参加など、グローバルな課題に直面をいたしておる状況でございます。

大変厳しい状況である郡上市においても、山間地域であり、なお一層深刻化してる現状であろうかと思えます。特に稲作においては、過剰米による今年度の米相場は急落している現状であり、それに加え、日照不足、台風により、被害により大きな痛手を受けております。

郡上市における基幹産業は、何といたっても農林業であり、農林業が活性化することにより、若者の定着にもつながると考えます。

そこで、生産の向上とともに、地域の特産品の開発、あるいは6次産業化等により、郡上地域外

から外貨をとることが重要であるかと思えます。米、蔬菜、果樹を始めとする農産物、そして、畜産、木材等の状況及び今後の市としての指導体制、担い手対策、特産化政策について改めてお伺いを農林水産部長さんを初め、市長さんにお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） ただいま、鷺見議員から御質問のございました担い手の問題、あるいはT P Pの問題、米価の低迷等につきましては、郡上市におきましても非常に大きな課題であるというふうに認識しておりまして、現在、特産品の販売でありますとか、あるいは6次産業化、そういったものに取り組んでおるといところでございます。

議員が質問ありました、農産物、畜産物、林産物の状況等でございますけど、説明させていただきたいと思えます。

農産物につきましては、現在、指導体制っていうことになりますけど、県やJ A、そういったところと連携しながら、ひるがの高原大根、あるいは夏秋トマト等の園芸作物、あるいは、麦、飼料作物等の利用型の地域振興作物につきまして、作業効率を高めるための農地の団地化、あるいは栽培指導の強化等により、生産性の向上について図っておるといところでございます。

また、奥美濃産のコシヒカリ、あるいはナンテン、花卉等、地域ごとの適地・適作の観点、そういった点から、郡上市の農業アドバイザー、そういった方を中心に、栽培指導や栽培講習会、研修会等を開催しておるとい状況でございます。

担い手対策といたしましては、農業者の高齢化、後継者問題は大きな問題となっておりますけど、いわゆる担い手という認定農業者制度というものをつくっておるんですけど、この認定農業者自体につきましては、合併前につきましては、102経営体ございましたけど、現在は139経営体というふうに増加しておるといものでございます。

これまで、担い手の対策としまして、国や県、市補助金等を活用しまして、新規就農制度や施設機器導入、作物導入に努めてまいりましたけど、今後も引き続き同様な支援をしていきたいというふうに思っておりますし、ソフト活動としまして、各種の講習会や個別指導を通じまして、経営資質の向上も図りながら、名実ともに強い経営体づくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、来年度におきましては、白鳥地域内におきまして、めぐみの農協がトマトの研修施設等を整備される計画となっております、新規就農の場として担い手の育成が計画をされるといものがございます。

あと特産化、そういったことにつきましては、生鮮野菜としましては、先ほど申しましたようなひるがの高原大根、夏秋トマト、奥美濃ハウレンソウ、ひるがの高原イチゴなど、あるいは加工品

としましては、めいほうのケチャップ、ハムが郡上のブランドとして地域が確立されてますけど、その他の農産物、加工品等につきましても、特産化させることが重要なことというふうに思っております。

特に農産物における生産から加工まで、販売まで行う6次産業化っていうのは、強い農業経営構造を確立するために、国や県の事業を取り入れて推進しており、高鷲町や八幡町におきまして、農業生産法人に対する支援を行っているというところでございます。

畜産におきましては、既に飛騨牛ブランドとして全国に認知されておりますし、牛乳につきましては、美濃酪連を通じまして広域的な流通体制が構築されておるところでございます。

しかしながら、輸入飼料の高騰化、あるいは乳価の低迷等により、酪農の経営については非常に厳しい状況が続いておりますし、肥育農家におきましても、飼料の値上げでありますとか、子牛の価格等が高騰してまして、経営を圧迫しておるといような状況がございます。

こうした状況ではございますけど、家畜診療あるいは人工授精業務等を通じまして、家畜の伝染病の予防、あるいは牛群改良に努め、生産性の向上を図っていききたいというふうに思ってます。

また、畜産後継者につきましては、各種の共進会であるとか、研修会の参加を促すことによりまして、経営指導を行い、後継者の指導についても図っていききたいというふうに思っております。

木材市場の状況でございますけど、25年度の市内におけます木材の生産量につきましては、聞き取りによるデータがございますけど、7万立米ほどということで、そのうちのA材については3万5,000立米、B材、C材につきましては、1万8,000立米ほどが流通しております。A材のうちの8割は、市外、県外に運ばれて加工されておるといことでございますし、B材、C材につきましては、ほぼ全量が市外、県外で加工されていると、こういった状況もございます。

こういったところから、木材の加工の体制がちょっと弱い、十分でないというところがございますけど、現在、白鳥町地内におきまして、大型製材工場が進められておりますので、そういったところから製材の加工のほうの、今、推進を図っておるといところでございますし、現在、着実に工事のほうも進んでおるといものでございます。

こういったところに対する、製材に対する、素材生産に対する指導体制ということでございますけど、郡上の森林組合、あるいは県森連、あるいは生産者、そういったところと連携しまして、技術者の、事業地の確保、あるいは流通構造の改革などについて、今、調整を進めておりますし、現在、素材生産技術協議会というものがございますので、そこを通じて各種の研修や情報提供、あるいは協議等を進めておるといところでございます。

林業の担い手のところでございますけど、ここら辺につきましては、現在、県外、市外で作業される技術員が多いということがございますので、そういった方々につきまして、市内で作業地を確保するところによる確保、あるいは作業班でございますけど、作業班のほうが非常に少ないという

ことでございますので、そういったところにつきまして、主に森林組合でございますけど、そういう指導をしまして、作業班をふやすと、そういったところにおいて指導をしていきたいというふうなことを思っております。

あと特産品、特産化ということでございますけど、郡上産材の住宅建設支援事業、あるいは公共施設の木造化などで、郡上材を今、使用を推進しておりますし、郡上の割り箸、あるいは郡上のげた、郡上のおもちゃなど、そういった特色ある木製品の開発をしておるところでございますので、そういったところに対しても支援をしていきたいというふうに思ってますし、今後もそういった特産化についても支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 大変丁寧な説明いただきまして、ありがとうございました。

御案内のように、先般、農業者振興大会が白鳥でございまして、実践発表も聞かせていただきました。立派な成果をおさめて、御指導いただいているなという楽しさと、非常に敬意を表したところでございます。

考えてみりゃ、部分的なところも多少ございますけども、郡上全体の広大な面積、農地をいかに将来活用するか、あるいは御案内のように長良川木材事業の関係の将来100年計画というもんもあろうかと思ひますし、今、郡上市は農業関係の進展につきましては、重大な時期に向かっているのではないかと、そういう意味から、広い意味から計画をさらに推進してほしいという期待を持つものでございます。将来の楽しみを持ちながら、どうか農林関係を含めて、振興のほうをよろしくお願ひしたいと期待を申し上げます。

2点目に入りますが、2点目は、市内大手既存企業の実態、その内容と将来方針、要望事項や支援策がありましたらお尋ねしたいと思ひます。

市内の法人業者数は、約1,280程度と聞いております。その中でも、多くの従業員を雇用していただいています市内の大手企業のうちの製造業の実態をお聞きしたいと思っております。市内の比較的大きな製造業を営んでみえる企業の規模、事業内容や企業、また、近年の為替変動による影響、人材育成、新規採用などの雇用問題など、既存企業の要望の対応や、市としての、これからの企業に対してどのような支援策や協力をされていかれているのか。あるいは、企業からもどのような要望が入っておるのか、その辺についてもお尋ねしたいと思ひます。また、小規模事業者に対しても、ひとつ御配慮を願ひたいと思ひますが、とりあえず大手の製造企業について、お尋ねを申し上げたいと思ひます。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御質問の市内で比較的大きな製造業を営んでみえる企業ということでございますが、大きな製造業ということで、例えば、資本金1,000万円以上かつ従業員50人以上を雇用されている事業所を調べますと、14社ございました。これは、平成26年3月現在、郡上市雇用対策協議会の資料でございます。そこでは、1,500人以上の方が雇用をされてみえるというものでございます。

なお、事業内容につきましてはさまざまございまして、特に自動車関連でありますとか、スクリーン印刷でありますとか、健康医療品、多種多様な業種でそれぞれ頑張っておられるところでございます。

これらの企業の方にいろいろとお話をお伺いをする機会がございます。現下の景況でございますが、新聞紙上等でも報道されておりますように、外国為替市場での急速な円安の進行ということがございます。これにつきましては、国あるいは調査機関等々の報道を見ますと、急速な円安進行に関し、輸出の増加や海外展開する企業の収益改善にプラス面がある一方、輸入品の値上りで、中小企業のコストが増加する実態経済に及ぼす影響を注意深く見ていく必要があるといったようなコメントも出されておるところでございます。

また、市内の企業の企業家のほうに聞きますと、やはり同様に円安に対応いたしまして、原材料が非常に高騰してきておるといったことから、コスト削減、あるいは新しいお客様の新規確保に取り組んでみえるような実態が見えておるところでございます。

そのようなことから、毎年、こういった企業の経営者の方をお招きいたしまして、懇談会を実施しておるところでございます。既に3年ほど実施をしております、ことしはつい最近、12月に実施をさせていただいております。その中で課題をいろいろと、要望という形で承ることがございます。

まず、24年度の懇談会につきましては、各事業所のほうがそれぞれ行っておられます人材育成の、新規の雇用された方の人材育成につきまして、一企業では大変手間がかかるということから、一括して実施をできないかということで、商工会のほうが新入社員を一括して、研修会を開催をして好評をいただいておりますというものがございます。

それから、昨年度は、企業の人手不足ということが問題とされました。これにつきましては、企業を市民のほうへ、情報、企業の概要を市民へ周知する方法がなかなか手薄になっておるんじゃないかとといったような話題がなされまして、今年度、郡上市雇用対策協議会によりまして、ケーブルテレビ放送を使った市民向けの企業ガイダンスと申しますか、会社紹介の番組を収録し、放送するように計画をしておるところでございます。

また、先般行いましたものにつきましても、やはり人手不足、あるいは人材不足といったようなことが課題とされました。これについても、また今後とも雇用対策協議会を中心に、事業化を図っ

てまいりたいということは思っておるところでございます。

これには、雇用対策という面でございます、もう一つは工場立地に対する支援、これも現在も引き続き行っておるところでございます、先般も補正予算をお認めいただきましたように、ことは2件を新たに工場等設置奨励金の認定をさせていただいております。さかのぼりますと、24年は1事業所、25年は2事業所を認定させていただいておりますというところでございます。

それから、雇用拡大についても、雇用拡大支援奨励金といった形で交付をさせていただいております。平成24年度は10件、平成25年度は45件といったもので支援をさせていただいておりますのでございます。

また、障がい者の雇用奨励金のほうも、支援をさせていただいておりますといったことでございます。平成25年度は、ちなみに6件がございました。

この支援につきましては、これは、新たに市内へ進出される企業とも、それから、既存にございます企業でも同じ要件でございますものですから、御理解を賜りたいと思います。

あと、国、県におきましても、同様に工場の新・増設、あるいは雇用に関し、さまざまな支援策を設けておるといふものでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) ありがとうございます。たしか先般も、大手企業との懇談会があったようで、非常に成果があったように聞いております。私の近くにも多くの企業がございまして、先般も理事会と2時間近く懇談をいたしました、要望もございまして、人手がやっぱし足らんということから、定年制を60から65、やる気のある人は70までやったらどうかと、今、検討しておるといふことを言ってみえましたが、それぐらいやっぱしこの郡上の人は粘り強いし、まじめでよく働いておられるというようなことも議題にして、皆さんに相談しながらやらまいかということも言ってみました、それぐらいの成果もありそうであり、さらに拡張がしたいというようなことも言っています、また、できれば地域に下請工場というか、そういうようなことの内容も部分的にはやっつけていけまいかなと、既にやってみるともございすけども、そういう機運もございすので、どうかそういう対応をして、裾野を広めて地域の方々にも部分的に、部分的にそういう活動の展開の援助ができればお願いしたいと、そんなことを期待をいたしております。

これがもう一つの、大手企業等の商工会から続いて入れるところはいいけども、割合、縁のないところはひとつ市のほうからも手を差し伸べて、誘致企業も、当然大事でございますけれども、既にもう9人から150人になった企業もございすので、そういうことも考えてみますと、そういう貢献度もひとつ機会があれば、評価をしてほしいという寂しさもあるような気がしますので、よろしくお願いをしたいということを思います。

3点目に入りたいと思いますが、3点目は、既に活動を展開しているところでございますけれども、合併特例債の活用方法、交付税、将来減額による対応方針についてでございます。

質問趣旨は、平成26年度より、普通交付税の合併特例期間終了に伴う段階的縮減が開始された。当初は、平成31年度までに約三十数億円の減額が見込まれていたが、国の交付税制度の改正により、今後の初は交付税はどのように見込まれているのか。

2点目が、一般財源の減少による財政の規模の縮小が必要となる中において、今後の財政計画の中では、どの経費を節約して、どの経費に力を入れるのかといった点について、市長さんのお考えを伺いたいと思います。

また、合併特例債の発行期限が5年間延長され、本市においては平成30年度まで合併特例債を活用できるようになったと。市の財政計画の中では、市債発行枠を制限しながら、公債費率の軽減を図ってきたところであるが、借入額の若干の上乗せも含めて、残り4年間で合併特例債の発行額を有効活用することについて、市長さんのお考えを伺いたいと思います。以上で、市長さん、よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、地方交付税の今後ということでありまして、今、御指摘がありましたように、郡上市のような平成の合併市町村は、合併11年度目から、いわゆるこれまで10年間、合併算定がえという形で、合併をして一つの自治体になったんですけれども、それぞれ従来の構成市町村があるというふうに仮定をして計算をした交付税と、それを合併算定がえというわけですが、それと、全く一つの自治体というふうにして算定する一本算定という算定とのその差額を、10年間はその10割が保証されていたわけでありまして、これから平成26年度を皮切りに漸減をしていくと、段階的に縮減をしていって、平成31年度にはそういう増額分がなくなると、こういう制度的な宿命にあるわけでありまして、たびたび申し上げておりますように、そういう形になりますと、現在の平成合併市町村は非常に規模が大きい市町村で、行政改革等においても一定の限界があるということで、何とかこの交付税のいわば段階的な縮減を少しでも緩和をしてもらいたいと、こういうことでありまして、今、全国で375の市町村になりましたけれども、そういうところが合併算定がえに伴う財政対策連絡協議会というものを設けております。先月、11月に、全国での協議会が東京でありまして、私も行きましたけれども、そういったところで、引き続き改善を強く要望をしているところであります。

一応、これまでの段階では、支所経費といいますか、非常に広大な面積を持っておりますので、そういう支所の経費をある程度見てくださるということでありまして、郡上市について見ますと、支所経費という形で基準財政需要額に100%、今の制度的な改善で算入されるとすると、一本算定の基準財政需要額が12億8,000万円ぐらい増加をするということで、これは非常に財政運営上は助

かるということなのですが、さらに改善をということで、今、いろいろと要望してるところです。

一部新聞等において、合併算定がえと一本算定との差額の6割ぐらいまでのところは保証をしたというような、総務省の意向があるという話を、新聞に出たことがあります。総務省のほうはそのような意向を持っているかもしれませんが、また片一方の財務省のほうは非常に厳しい態度だということなので、ここのほうは先行きは非常にわからないわけでありまして、今後また、特に平成27年度の地方財政対策についても、どんなふうに打ち出されるのかなということに注視をしてるところであります。

そういうことでありますので、先行きがちょっと流動的ではありますが、少なくとも、例えば支所経費等がそういう形で見られたということに前提を置いて、もう一遍長期といいますか、中期の財政試算というものを、今、見直しをしておるところであります。少なくとも12億円ぐらいは、一本算定の基準財政需要額で押し上げられるということになりますと、そういうことを前提にすると、これまで郡上市のこれからの、いわゆる通常債、臨時財政対策債を除いた通常債で、これからは20億円ぐらいですつといかんなんというふうに今まで申し上げてきましたが、今の、少なくとも支所経費等の改善等を前提にして、かつ実質公債費比率が著しく悪化しないというぎりぎりのところを狙うとすると、どの程度、少しそういう通常債の枠が緩和できるかということ、ちょっと今、財務課で試算をしておりますが、まだ確定的には申せませんが、おおむね、例えば各年度、通常債を3億円ぐらい、20億円のところを3億円ぐらいは緩和をとりあえずできるのではないかという見直しを持っております。

そうしますと、例えば投資的経費を今まで、これからは39億円ぐらいの上限というふうに言ってきましたが、年間45億円ぐらいはできるのかなというふうに、今、試算をしておりますので、そうしたこと。しかしながら、これは、いろいろ流動的でありますので、そのときそのときのやはり、いろんなことが決まっていく過程の中で、修正をしながら考えていかなければいけないと思っております。そんな形で財政運営を、しかし、安全運転はやはり旨としながらやっていきたいというふうに思っています。

そういう中で、どんなことを重点に置いてやっていくかということですが、やはり先ほど申し上げましたように、まだまだ郡上市はやらなきゃなんことがありますので、投資的経費のできるだけの確保というようなことや、それから、今言われてる施設の老朽化に伴います長寿命化対策、こうしたこと、それから、今言われてます地方創生等にかかわる子ども・子育て、あるいは福祉等というようなこと、あるいはまた、雇用の場の確保といったような、いろんなめじろ押しの重点課題に対して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、通常債の枠をこれまで毎年、もう今後20億円程度と言ったものを、毎年3億円ぐらいはふやせるということになると、これから4年間で三四12億円ぐらいは今までよりも、こ

これは、郡上市の場合、通常債の場合、まず辺地債、過疎債というものを優先させておりますので、それがどの程度もらえるかということ、毎年、枠の配分があるかということにもよりますけれども、できるだけ合併特例債は、この5年間の期限の間にでき得る限りの活用をしていきたいというふうに思っております。

今、10年間でほぼ3分の2の枠を使ったということで、まだ80億円程度あるわけですが、それを使い切るということは、ちょっと難しいかもしれませんが、できるだけしかし交付税措置のあるものを、そういう地方債が使えるときに、やはりある程度使うということも、財政運営上大切なことだと思いますので、実質公債費率を悪化をさせないぎりぎりのところで最大限の活用をしてまいりたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 私ども、ときたまこういうことを聞かせてもらって、動きはおおむねわかっておりますが、返答を聞いて、やはり市民の方々にこういった内容を、将来構想を説明をいただくと、大変いろいろな面で話し合いがしやすいということを思いまして、質問をさせていただきました。効率のよい運用をしていただきまして、本当にありがたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

その点、4点目に入りたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。ちょっと雰囲気を変えまして、4点目は美化・環境の改善推進策につきましてお尋ねや、考え方を聞かせていただきたいと思っております。

以前は、道路端や公園や集会場に花壇、いろいろなことを共同でやって、集約されたことがございましたが、最近、比較的施設利用が少なくなりまして、そういう機会が少なくなりました。しかし、何とかそれらを盛り上げながら、今後とも活動できればと思って申し上げます。

道路の沿線やミニ公園、花壇づくりに美化運動や愛郷心の養成活動を、市のほうも支援策はなからうかということでございます。

地域づくりにおいて、花づくりは効果的である。花があるところには人が集まり、人が集まれば会話が生まれ、地域コミュニティーの形成につながる。また、色とりどりの花は、見る人の心に深い思いやり、明るさを与えると、昭和39年に岐阜県に始まった小中学校を対象とする花壇コンクール、フラワー・ブラボー・コンクールというのがあり、明宝の小学校が大賞を初めとするさまざまな賞を受賞していると。学校環境の美化だけでなく、情操教育にもつながるすばらしい取り組みであると。

以前は、各地域に公民館や集会所でも定期的に花づくりが行われ、それにより人が寄り添い施設が管理がされるという役割もあった。現在でも、公民館や自治会活動の中で、花づくりは行われて

いるが、手つかずのところもあり、そういった場所には人が集まりつかなくなってしまうところもあると。そこで、花づくりが行われている場所で花づくりを推進し、花壇コンクール等を行いながら、そういった人生観を持たれるような、愛郷心づくりの活動にもひとつ御支援や工夫がかけられないか、そんなことを思って提言をさせていただきましたが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、花づくり、地域づくりにつきまして、お答えをさせていただきます。

ちょうど今御指摘になりました明宝の小川小学校の花づくりですけれども、昭和47年から始まったものでございますが、この表彰をきっかけにして、非常に地域全体で、学校から地区全体に広がっていかうというお取り組みになりまして、農地・水の分野にも活動を広げていながら、これまでに継続的で息の長い取り組みがなされております。

この一連の長い取り組みが評価をされまして、平成15年度には豊かなむらづくり全国表彰において、内閣総理大臣表彰というものを受賞されたということで、まさに花づくりが地域づくりということにつながっていくモデルケースではないかというふうにして思っております。

御指摘のように、いろいろな花づくりの場面があります。時代とともに少し変わっていると思いますけれども、現在の取り組みを少し紹介をさせていただいて、そして、考え方も申し上げたいと思いますけれども、花づくりに関しましての市の、郡上市の単独の政策・施策としまして、地域の環境・景観整備のために公共整備等への花の植栽と維持管理を行っていただきます自治会、あるいは公民館活動、ボランティア団体に対しまして、苗等を支給する花飾り推進事業、これを現在実施をしております。郡上市全体で、25年度の実績では、102団体に対して、これ、金額でいきますと154万円ですけれども、こういうふうな応援をさせていただきまして、各地でその成果が見られたところでございます。

また、このほか、いわゆる所長枠の地域振興推進事業におきまして、八幡、白鳥、和良におきまして、それぞれサツキでありますとか、あるいはアジサイ、あるいは桜並木の整備、こういうことも行われておりますし、また一方、魅力ある地域づくり、従来、集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業とも言うておりましたけれども、こういうところでは、非常に地域的に明建の桜並木とか、あるいは万場の花ショウブでありますとか、貴船の森公園の花木植栽、また、那留の山村広場の桜、善勝寺の桜、あるいは明宝でも善兵衛桜がありますね。さらには、今、このごろでは小川でハナモモをシンボルとした地域づくり、それから、非常に有名となっております國田家のシバザクラがありますけれども、こういう取り組みも実は、こうした地域づくりの一環として取り組んでいただいておりますので、そうした資金につきましては、企画のほうの振興費が応援として出ておると、使っていただいておりますということでございます。

それから、そのほか県も、やはり前のでいいますと、花のみやこづくり等ありましたが、現在では名桜樹といひまして、これは、いわば淡墨ザクラ、臥龍桜、莊川桜などの岐阜県の非常に有名な桜ですけれども、こういうものの苗木を広めていく名桜樹の取り組みとか、県の木イチイの苗木の無料配布等がありまして、郡上市内でも3つの団体が活用されてるとか等々ございます。また、県のロード・プレーヤーに協定をしておる団体、あるいは緑化推進の運動で緑の募金からいただいております等々がございますので、非常にあります。

そういうことで、非常に郡上市では活性化協議会の取り組みもありますし、非常に多くのさまざまな取り組みがなされております。

それで、こうした運動を今後盛り上げていくためには、一つの地域づくりの表彰事例の対象とはなっておりますので、模範的なものはやはりそういうことで積極的に取り上げさせていただきたいと思っておりますし、あるいは、場合によりましては、地域づくりの中に、こうした花づくりという一つの分野をしっかり位置づけていくということも大事ななというふうにして考えております。

さらに、すぐできることとしましては、ケーブルテレビなどで、郡上市内のそういう箇所箇所ですべてやってみえるお取り組みを映像で皆さんにお届けをして、こんなにすばらしいことしてみえますよということで、こういう自主的な運動を助長をさせていただくと、さらに醸成を図っていくと、こんなようなことができるのではないかとということで、できることから取り組みをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) どうもありがとうございました。先般は、工業づくりの話をいたしました、花づくりをしながら、そういうかわいらしい面もあるという熱心な説明がありまして、時間が超過いたしました恐縮ですが、以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ありがとうございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。大きく2点ありますが、まず1点目です。

世界農業遺産、清流長良川のアユということで、このことは既に皆さん方も報道、あるいは資料もいただいておりますが、そういった中、報道では10月の21日の長良川の候補が3つの中の1つに選ばれたということで、いよいよこれからその認定に向けて事業が進められるところであります。

ども、近々、11月の27日には、ユネスコの無形文化遺産登録が世界の美濃紙ということで、美濃市が非常に脚光を浴び、今後、期待されることでもありますけども、まず1点目ではありますが、先般、県のほうに市長初め、各担当の委員の方、委員長の皆さんも含めて、農政・農村の要望に出かけた際にも話がありましたので、なかなか現時点では、当初のスケジュールが、FAOがなかなか忙しくてどうかっていうようなことをちょっとちらっと聞きましたが、今後のスケジュールと、それから県の対応、それから市のほうの課題について、まずお伺いをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） まず、今後のスケジュールでございますけど、この12月におきまして、国連の食糧農業機関FAOにつきまして、認定申請書を提出させていただきます。これ以後は、ちょっとまだはっきりしておりませんが、例年の、前回の例によりますと、来年の2月から3月にかけてFAOによる現地視察が行われております。それから、来年の5月か6月にかけて、世界遺産認定会議がありまして、その時期に決まるのではないかというような予定となっております。

2点目でございますけど、県審査時の指摘状況、事項等の内容等でございますけど、9月におきまして専門家の審査会がございまして、その折に指摘事項が3点ほどございました。

1点目としましては、アユの生息区域を考えまして、今回、申請しました郡上市、美濃市、関市、岐阜市以外の下流域のところの地域、そういったところでも連携を図っていく必要があるのではないかとというのが1点でございます。2点目としまして、魚類の生息環境、こういった見地からですけど、長良川河口堰の影響について、科学的な知見を整理しておく必要があるのではないかとというのが2点目ございました。3点目としましては、より一層の農業システム強化ということを考えまして、農地及び農業との関連性を追記することが望ましいのではないかと。例えばとしまして、水質保全のための農業者が行っている取り組みなどについても明記する必要があるのではないかと、そういった指摘がございました。

3点目の市として課題と感じておる点でございますけど、多少は指摘はあったんですけど、長良川におきまして、水の源になってます山林、こういったところについての、今後、どのように整備していくというのが課題ではないかなというのは一つ思っております。

それにつきましては、現在でございますけど、郡上市の森林づくり推進協議会におきまして、ゾーニング部会というものを設けておりまして、その中において、木材等の生産機能森林、いわゆる伐採して再造林して、そういったところの森林、あるいは保健文化機能森林とっておりますけど、景観であるとかそういったところの保養、そういったところに活用する森林等について、そういっ

たところをゾーニングする必要があるのではないかというところがございまして、そういったところを長良川水域、長良川全体のことも考えまして、そういったところのゾーニングもこれから進めて、整備を進めていく必要があるのではないか、そういったところの検討をしておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) まず、この農業遺産につきましては、今言われたことの目的の中、また、我々が祖先から受け継いできた命の水と申しますか、そういったことを今のこの自然環境にひしひしと浸っているわけでありますけれども、そういった中、やっぱりこのことによって、これから次世代にしっかりと引き継いでいくことも、これも我々の今、大きな責任だと思われま。

そういった中での、清流を守り、環境保全意識の高揚ということで答弁を願いたいんですが、市民のやっぱり意識を高めること、このことにつきましては、特にアユ釣り、あるいはいろんな関係のことにつきましても、まちづくりフォーラムあるいは未来塾、いろんなことの中で、また、市長の中学生との懇談会なんかの折にでもありましたが、やはりそれぞれ若者も、そういったことを意識を高めておってくれることに大変喜んでおりますけれども、アユのことで申しますと、発明くふう展で、三城小学校の河村君が釣り針の結束機、装置を考案して、それが作品ということで賞をいただいた、そんなこととか、あるいは若者たちのアイデア提案の中にも、この前、まちづくりのフェスタがありましたが、中学生がぜひとも若い釣り人をふやすために、中高生のアユ釣り大会を開催したらどうかってな、そんないろんなことも思われてきております。

そんな中で、たまたま私も小さな民宿の関係をしておりますけれども、かかわる人たちを、ちょっとリピーターを、せっかくこの場にありますので紹介しますと、北は北海道から、それから東は埼玉、東京から、あるいは南のほうは大阪、広島、遠いほうからも本当に来ていただくんです。それはやっぱりなぜかという、この郡上の長良川のアユ、そして郡上の、まだまだほかの川と比べた長良川の自然環境、そういったことをやっぱりひしひしと体験というか、その中で浸って、そして、心身のリフレッシュをしてまた帰っていく。そしてまた、郡上のアユを持ち帰れるということ、大変、そんなことで喜んで来ておっていただくことに感謝するわけですが、先ほど、心身リフレッシュって言いましたけれども、日本の国産の宇宙ロケット開発なんかでも、そんなことにかかわった技術者のOBの方も見えますし、現時点の新幹線、リニア等の設計にかかわる人たちも、東京から現役の人も見えます。

そんな人たちが、やっぱりこの郡上に、そういう好感を持たれてくれるということは、やはり我々、今しっかりとそういった環境にいる、あるいは長良川がそういったことにあることをしっかりと受けとめて、市民の意識を高める必要があると思います。

そんな中、長良川を走る、先ほどの長良川鉄道の話もありましたが、長良川鉄道のことです。ちょうど美濃市からほとんど長良川に沿って走っておりますので、先ほど言いました美濃紙の、美濃市のユネスコのことを言いますと、恐らくこれから大きな入り込み客が予定されますし、いかにやっぱりそういった人を、観光面からで郡上に誘客をするかということも大きな課題でありますので、この長良川鉄道の乗客をふやすためにも、ぜひともこれはやっぱり売り込み、あるいはそういうPRが必要でないかと思えます。

長良川鉄道については、細かく見ればホームページということと言われるけども、もう少し簡単なチラシ、名所史跡等を入れた、何か簡単な1枚もののチラシが、利用者へ配るようなものがあると、よっぽどいいと思います。ゆらり列車とあって、長良川を渡る鉄橋のところで、景色を眺めながら速度を落とすっていうものもありますが、そういう工夫もされとるんですけども、やっぱり乗ってみたい企画って、先ほど市長言われましたけども、そんなことで、ぜひともまた新たな取り組みをしていただきたいと思っております。

一般的な厚い冊子はあるんですけども、簡単に配れるチラシ、そんなことをぜひとも検討いただいて、より一層郡上のほう、あるいは長良川、郡上のアユということをしかりとPRする必要があると思えます。

また、河川の整備でありますけども、こういった他県から来られる人、あるいは地元でもそうありますが、我々の子ども時代には、大きな川の魚の住屋っていいですか、住む場所があったり、あるいは川の岸には柳っていうものがあつたんですけども、最近ほとんど見られなくなりました。これは、やっぱり河川の堆積の土砂、あるいはいろいろな工事の影響もあると思えますが、安心・安全なしっかりした堤防の建設、そしてそれを守る護岸等については、昔ながらの木工の沈床、そういったことであれば、やっぱり魚の成育にも関係しますし、ぜひともそういった昔の長良川、そういったものに近づけるように、自然に近づけるように環境の整備をしていただきたい。

そして、遠くから見られる方は特に言われることは、もう少し釣り場に乗り入れる道路が欲しいと。そして、まだ公衆トイレを含めた、なかなかそういったポケットパークっていいですか、そういったものがないんで、大変苦慮をしてるっていうようなことも聞きますし、漁業組合でもそんなことをお客さんから随分苦情を言われるということもありますけども、なかなかそういったことに取り組めないっていうことで、現状がありますので、その辺についても、今後ともいろんな取り組みを検討していただくよう要望をいたしておきます。

2点目についての答弁がありましたら、よろしく願います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 世界農業遺産のまず意義というところでございますけど、今、議員が質問された中にありましたように、実は、里川という言葉でコンセプトを持っておりまして、多く

の人が生活する生活圏を流れる川でありながら、山林の保全あるいは植林活動、水、船等を代表とする流域の人々による水質保全活動により、長良川の清らかな水が保たれており、その清流によりアユが育ち、そのアユから地域の人々を恩恵を享受しておると。こういったところで、清流とアユが地域の人々の暮らしに深く結びついているところが評価されるというふうに思っております、先ほど議員さん言われましたように、そういったところに求めて、心身のリフレッシュ等で人が集まってくるのかなというふうな思いをしております。

また、こういったところを世界に誇る里川のシステムであるということで、これから発信していきたいと思っておりますし、このことをもって長良川システムというところで位置づけしまして、これから市民の方々にも広く周知していきたいですし、継続していきたい、あるいは意識を高揚させていく必要があるかというふうに思っております。

議員が言われました長良川鉄道であるとか、公園等を活用した整備等でございますけど、長良川鉄道につきましては、先ほど議員言われましたように、鉄橋の上でゆっくり走って長良川を見る、そういったこともしておりますし、先ほど言いました美濃市や関市と関連しまして、そういった観光の連携等も進めておりました、観光鉄道というような取り組みもされておるところでございます。

そういったところもありますので、そういったところを活用しまして、意識の高揚を図っていく必要があると思っておりますし、あるいは、これからそういったところにおきまして、シンボリックな公園整備、言われました河川の整備でありますとか、そういった親しみを持てるような、長良川に親しみを持てるようなシンボリックな公園、そういったものも今後整備をしていくことによって、意識の高揚を図っていく必要があるかというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 続きまして、もう一点で関連をしておりますが、あゆパークの事業であります。

このことにつきましては、昨年の12月に同僚議員からも質問をしておりますが、特に当初の始まりは長良川河口堰、1990年に漁業補償の関係のことで7項目出されたいよいよ一番最後の残ってる事業であります。これは、あくまでも市の事業ではありませんので、県の事業でありますので、県がどうされるかっていうことが最終決定だと思いますけども、やはり今までの途中経過の話の中では、県がつくり、市のほうに管理ってなことも一部話も聞いておりますので、先ほど言いました県のほうに行ったときでも、来年度いよいよ実施設計に入り、29年度に完成を迎えるっていうような話も出ておりました。現時点での市の中での進捗の状況と、それから施設の管理運営のことについては、市はどういったかわりをしていくのか。あるいは、検討委員会のメンバーがあらうと思っておりますが、そういった内容のこと。それから、検討する組織、そういった中での、県に対して、地元

の意見っていいですか、市の意見がどの程度そういった中で反映されていくのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） まず、進捗状況でございますけど、議員言われましたように、岐阜県が中心となって、今、長良川あゆパーク、これ、仮称でございますけど、施設整備についての構想を進めておるといってございまして。今年度は基本計画、27年度につきましては実施設計、28、29年度にかけまして施設整備と、こういう計画となっております。

施設整備計画を進めるに当たりましてですけど、地元の自治会あるいは漁業協同組合、それから道の駅の関係がありますので、道の駅の管理運営会社等々が参加、それから、もちろん県、市が参加して、長良川あゆパーク管理運営検討会っていうのを組織しまして、現在、内容であるとか、管理運営等について協議を行ってるところでございます。

施設の内容、検討につきましてですけど、現在のところは、あゆパークの基本的な機能としましては、子どもから大人まで楽しめるような施設である、それから、学習機能、体験機能、情報発信機能を備えた施設と、そういったところで協議をしております。

学習機能としましては、漁業、小さいころから魚のつかみどりとか、そういったことを親しみを覚える研修ができる施設であるかどうかと、それから、体験としましては漁業体験、そういったものができる施設などをつくったらどうかというようなことを考えてますので、あゆパーク全体としましても水に親しめるような環境となるような公園にしていきたいというようなことを考えております。

また、そういったところにおきまして、自治会等が入っておりますので、自治会等におけるそういったところの要望、あるいは漁協等が入っておりますので、先ほど議員が言われましたような木工沈床であるとか、そういった護岸の整備の仕方、そういった等のところについても現在協議を行って、どうなるかはまだはっきり言えませんが、そういったところも話題としながら協議を行っておるといってございまして、当地につきましては、ホテルの生息地っていうようなことがございまして、そういったところについても、地域の意向等を踏まえながら、そういった整備等もしたらどうやろうというような検討も行われておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それぞれ検討委員会の中で、今言われたようなことも取り組みはされとるといって、大変喜んでおりますが、やはり河川の整備、あるいはポケットパークを含めた河川における道路、そんなことも含めてやっぱりぜひとも、木工沈床と言われたけども、この事業の中で、やっぱり位置、固定したそこだけでなしに、もし広がるのであれば、やっぱり郡上の長良川の整備

ってということについても、事業的にぜひ進めてもらいたいなということをおもっております。

当初は、アユの養殖の放流ってなことも出ておったようではありますが、県のほうからこういった状況で、どのような計画でされるのかわかりませんが、最終的にそれが地元、市のほうに管理運営が移管された場合にも、やっぱりお荷物にならないようなことで、やっぱりしっかりとこの協議会の皆さん方が、意見提言っていいですか、地域の意見をこの中で反映できるように、そんな会になるとありがたいなと思っております。

農業遺産、あるいはあゆパークの事業について、市長のほうで全般的にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 世界農業遺産につきましては、いわば国内予選を通ったという段階でありますけれども、ぜひともFAOの認定がもらえるように、県と関係市とともに努力をしてみたいというふうに思います。

また、あゆパークにつきましては、いろんな御指摘や御提案がありましたけれども、せっかく県につくってもらった施設でありますので、つくってもらってよかったと言えるような施設の内容にし、かつその後の管理につきましても、地元の皆さん方の御意見も伺いながら、適切な形態になるように努力をしてみたいというふうに思います。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今、市長のほうから、管理については地元のと云われましたけれども、市のほうとしては、最終的には管理運営はどこがってということが方向的に決まっておるのか、どうなんですか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私どもとしましては、承知をしておるのは、県は、まず第一義的には、公の施設の指定管理者として市を指定をしたいという意向を持っておられるようであります。

しかし、かといって全部市が直営で、後の管理をやるってこともなかなか難しいと思いますので、その場合は一部分をまたしかるべき団体なりに委任をすると、委託をするというやり方もあると思いますし、あるいは今、そういう方々と市とが一つの指定管理者を受ける団体を組織をつくって受けるという方法もあるのではないかと。その辺は、県のほうはどうですかというような問い合わせ、打診もいろんな選択肢として、しているところでございます。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今、現時点の選択方法、あるいはいろんな市の考えを市長のほうからいただ

きました。

先ほど言いましたように、せっかくなんでいただいて、その結果後に、言葉でお荷物っていうことがいいのかどうか分かりませんが、そういったことのないように。そしてまた、県のほうが指定管理を市に出せば、やっぱり指定管理料出てくると思いますが、それにはやはり根拠となる指標的なことがあると思いますし、今後、やっぱり郡上が受けて、同市でやっていく場合にも、採算面の指標的なことが出せる時期があったら、ぜひとも議会にも出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の件であります。

このことは、さきの11月の21日の新聞報道でありました。アーカイブス破産手続へってということですが、東海北陸自動車道ひるがのサービスエリアの隣接地、複合商業施設クックラひるがのを運営していたアーカイブスが岐阜地裁から破産手続の開始決定を受けたということで、負債総額は10億円の見込みである。当初、2008年にクックラひるがのができたんですけども、なかなか借り入れも多いし、売り上げがそれほどっていうようなことで、赤字が続いておったようでもありますけども、そのことにつきましては、直接アーカイブス、クックラとは市はないんでありますが、市のほうは株式会社ハイウェイたかすのほうに3,000万円の株の出資をしております。そんな関係から、ハイウェイたかすの子会社っていいですか、同等の中でのエリアの中での事業でありますので、今後、今までにやっぱこのことが発表されてから、市の取り組み、かかわり、そしてまた、今後の対応についてお伺いをしておきます。担当が、何か副市長だそうでありますので、よろしく願いします。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどお話がございましたように、株式会社アーカイブスの破産につきましては、11月の12日に破産手続開始といったことの通知をいただきました。

それは、今ほどお話がございましたように、このアーカイブスについては、直接郡上市は出資しておるものではございませんけれども、このアーカイブス構想というのは、かつて高鷲村の平成12年から10年間の高鷲村第4次総合計画の中に位置づけられたものでございまして、高鷲の第2インターチェンジ、いわゆる今のスマートインターチェンジですけども、及びサービスエリア、そして商業施設というものを計画をされておったようでございます。

これを受けまして、いわゆるスマートインターチェンジ及びハイウェイたかすのほうはでき上がったわけでございますけれども、非常に交通量、あるいはスマートインターチェンジが、19年から試験的な実証試験が始まるわけでございますけれども、順調にスタートしておるといったことで、このアーカイブス構想も早急にやる必要があるなというようなことで、話が進められておるようでございます。

この会社ができ上がったのは、17年、いわゆるスマートインターチェンジの前でございますけれども、8月17日にいわゆる2億4,800万円の承認で、株主総数24名、多くは地元の企業の方々、あるいは商工会のメンバー、高鷲村の商工会のメンバーの方々によって設立されたものだというふう聞いております。

その後、いわゆるクックラひるがのの構想ができ上がったわけでございますけれども、クックラひるがのにつきましては、最初はクックラひるがのの運営会社をつくろうとしたようでございます。ところが、資金の関係等々で、なかなかその運営会社では資金調達ができないといったことから、アーカイブスが受けるという形をとられたようでございます。

それで、郡上市が出資をしておりますハイウェイたかす、これにどうかかわりをしておるかということでございますけれども、アーカイブスにつきましては、筆頭の株主として、ハイウェイたかすと株式会社スクラムの2つが3,000万円及び3,200万円を出資しておるという形をとっておりまして、スクラムとハイウェイたかすの関係は、ハイウェイたかすの54%を持ってる筆頭株主がスクラムであるという形になっております。

ですから、いわゆるこの2つの会社、スクラムとハイウェイたかすは、双方の関係があるわけでございますけれども、スクラムというのは、高鷲の商工会の会員の皆様方が242名の株主がみえますが、その人たちがつくられた会社でございますけれども、スクラムとハイウェイたかすとで、共同でアーカイブスに筆頭の出資をされておるということでございます。

それで、この話というよりも、非常に経営が厳しいというのは、株主総会、前期だったか、その前だったかとも思いますけれども、お話が、伺った段階におきましては、要はハイウェイたかすが何のためにつくられたかといいますと、地元の特産品、あるいは雇用の場等々、あるいは活性化のためにつくられた施設であるので、ゆめゆめアーカイブスによってハイウェイたかすが経営に齟齬を来すということのないようにというお話はさしていただいております、総会の折に。

その後、社債等々の会議で、あるいは補償の関係等々があったようでございますけれども、先ほどお話ししましたように、11月12日から債権者に対して債権の確保、確定ということに入っておりますので、この確定が先ほど新聞紙上でいいますところの10億円になるのか、はたまたその以下になるのかといったこと等々わかりませんし、債権者集会がその後を受けてやられる関係もございましょうし、また、当然に筆頭でございますので、ハイウェイたかす及びスクラム、そして一部の株主の補償をされておる方々等々での債権者集会等々をもって、そこでの負担が決まってくるんだろうということを思っております。

それで、本当にハイウェイたかすは大丈夫なのかということでございますけれども、当然にいわゆるアーカイブスは危ないなという段階におきまして、私といたしましては、いわゆるスクラムの資産状況及びハイウェイたかすの資産状況等々、これまで積んできた利益準備金、その関係の中で

おさまることについてなら、我々の、いわゆる先ほど言いました市が出しておる3,000万円が、株価損失でマイナスになったり、あるいは債務超過に来すようなことがないようにということは、常々言っておりましたので、その中での処理はできるんじゃないかならうかということを思っておりますけれども、何分にもこれから始まる債権者集会、あるいは多くの方々、株主の方々、あるいは2億4,800万円というものは、もうなしに完全になるわけでございますので、多くの関係する方々見えますので、軽々には言えませんが、そういった形で、ぜひともハイウェイたかすについても、あるいはスクラムについても維持していただかなければならないということを思っておりますし、また、アーカイブスにつきましても、皆さん方御存じだろうと思っておりますけれども、多くの高鷲、あるいは市内の特産品等々を扱っていただかしまして、かつ多くの社員の方々もみえます。

そのために、今現在はアーカイブスはいわゆる破産したわけでございますけれども、テナントという形でその従業員をスクラムが引き受けまして、テナントの経営という形で、今、営業は継続しておっていただきます。ですから、今後につきましても、当然、アーカイブスはただ単に破産整理するのではなしに、何らかの形で、ぜひとも継続できるような方策も練っていく必要があるんじゃないかならうかということを思っております。

何分にも、このスタートされた段階におきまして、多額の資金を借り入れしてみえたといったことがございましたので、これは、バンク及びノンバンク含めまして3社あるわけでございますけれども、そういったところの関係を整理することによって、果たしてうまく後継続できるだろうかということも、これからの課題になってくるだろうと思っております。

どちらにいたしましても、ハイウェイたかすの社長も、すぐ飛んできて説明をしてくれましたし、私もその後の、いわゆるアーカイブスの継続も含めて注視していきたいということを伝えておりますので、今後、いろんな形で相談に乗っていききたいということを思っておりますので、お願いします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) まだ債権者会議が開かれていないということで、最終の間のことはわかりませんが、ぜひそういった結果についても、わかり次第に議会のほうに報告をいただきたいと思っております。

本当に残念であります。場所もいいし、我々も何とか成功して、そこが利益を上げて、地域が良くなり雇用も含めてっていうことを思っておりましたけれども、結果的にこういうことになったということが、やっぱり先ほど言いましたような、債権者の中にはどの辺までの商店、あるいは関連企業の人たちが影響があるかということもわかりませんので、何とか最小限にとどまていただくように、そしてまた、後々このテナントについても、営業を今続けておるということでありますの

で、そういったことがうまく続くように、ぜひとも、何といたしますか、いい方向で御検討をいただくようお願いをしておきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で山田忠平君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでございました。

（午後 3時47分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 田 中 和 幸

郡上市議会議員 山 川 直 保